

2022年度専門委員会年間報告

1. 総合企画委員会

(1) 構成及び運営

総合企画委員会は、JIPAの運営に関連するテーマについて、事務局と会員の合同チームにより検討しているが、2022年度のテーマは当初、関東チームでは2023年9月9日のJIPA創立85周年に合わせた年史の発行の準備、関西チームでは近年の大きな課題である地方企業、大学、中小企業・スタートアップのJIPAへの参加促進と産学連携の活性化の2つを取り上げることにしていた。

その後、年史の発行については、JIPA活動の期間が比較的限定される会員企業のメンバーよりも、JIPA事務局員が中心となって全体を企画し、理事、委員会、プロジェクト、部会など各組織の協力を得ながら発行の準備をすることに変更した。対象期間が2008年発行の70年史以降、2023年までの15年間なので、この対応は継続して業務を行っている事務局の方がやりやすいのである。したがって、この年史発行準備というテーマは総合企画委員会のテーマとしては取り下げて、理事会でも年史発行に関連する報告は事務局からの報告と切り替えた。以上の理由で、会員企業が参加する形での関東チームの編成はしていない。

関西チームにおいては、関西企業から委員4名と事務局3名の合計7名編成で、地方企業、大学、中小企業・スタートアップのJIPAへの参加促進のテーマで活動を行った。

(2) 活動方針・目的

元々、JIPAの東京事務所と関西事務所の業務区分として、東京事務所は東京に本社がある企業への対応が中心であり、関西事務所は地方への対応が中心で、地方には大阪を含めて東海、中国、四国、九州のほか北陸、東北、北海道も入る。

JIPAは以前から地方対応が不十分との指摘

もあったので、関西部会に所属する会員企業のメンバーで総合企画委員会関西チームを2016年に作り、地方に関連するテーマの検討を行ってきた。

(3) 活動概要

2022年度は、北海道・東北・北陸地区協議会準備という想定的活動を行った。

具体的には、JIPAと東北地方のキーになりうる人々や企業、団体とのネットワーク拡大を目標にした。

以前には、2017年に東北地方で岩手県発明協会のセミナーでJIPA専務理事が講演しており、東北大学知財シンポジウムにおいても専務理事が基調講演を行っている。しかし、それでも2022年時点で、東北地方の会員は8社（正5社、賛3社）しかいない。この数は、中国地方22社（正18社、賛4社）、四国地方19社（正15社、賛4社）、九州地方12社（正11社、賛1社）に比較してやはり少なく、今後、東北地方においてもJIPA会員が増える可能性は十分にあると考えられる。

2022年度は、東北地方の拠点になりうる宮城県と岩手県の官庁、企業、団体を訪問した。

訪問先は、仙台の東北経済産業局・地域経済部産業技術革新課・知的財産室、東北大学産学連携機構、岩手県庁政策企画部、同商工労働観光部、同ふるさと振興部科学・情報政策室、岩手県発明協会、岩手県工業技術センター、岩手県沿岸広域振興局および現地企業である東北電子産業、AIシルク、イーハトーブスクエア、アイカムス・ラボ、セルスペクトである。

各訪問先において活発な意見交換がなされ、これによりJIPAと現地とのネットワークが確実に広がった。今後はそれを生かし、東北の大学や関連団体とJIPAとで共催イベントを行い、東北地方でのJIPAの認知度を高め会員を勧誘するフォローを行う予定である。

また北海道は、現在、正会員0、賛助会員1

であり、各地方の中でJIPAの活動が最も低迷している。そのため東北地方と同様に現地関係者とのネットワークを早急に確立する必要がある、これは2023年度の活動として行う予定である。

2. 人材育成委員会

I. 主な活動等

人材育成委員会としては、「会員の、会員による、会員のための研修」をモットーに、会員受講生の人材育成を図ると共に、委員自らのレベルアップを図ることを目的として活動を展開した。

特に2022年度は、当協会方針「『グローバルな事業競争力を高めるための知財活動ができる人材』を育成する研修の企画立案・改編を推進する」に基づき、下記の基本方針に沿って、事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により活動を展開した。2022年度活動は委員27名体制、4つの小委員会と1つのWGにより運営した。

尚、2022年度も、定例コースについてはオンライン研修（PCライブ配信、オンデマンド配信）を中心に研修を運営した。

1. 基本方針

事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により会員満足度の高い知財研修会を提供すると共に、委員自身の成長に繋がる明るく楽しい充実した委員会活動を効率的に展開する。

特に、顧客満足（Customer Satisfaction）を追求し、Customer Surpriseを生み出すことを目指すとともに、法律・技術・経営の3軸での知財に関する人材育成を図る。

2. 重点推進事項

人材育成に関する中長期ビジョンに示された方向に沿う形で、下記項目について重点推進を図る。

『一樹百穫

人材こそがあらゆる力の源泉となる』

・会員企業と受講生が共に満足できる研修プ

ログラムの充実（JIPAにしかできない研修の実施）

・委員会メンバー一人一人の更なる人材育成（派遣元会員企業の財産となる委員の成長）

- (1) 定例コースの見直し、東西海コース統一、改編、および改編した研修の検証、並びに臨時研修の定例化【第1小委員会・第2小委員会】
 - ・東西海コース統一
5コースについて検討終了。
 - ・臨時研修コースの定例コース化
「J11 特許分野の中国語読解講座」、 「J04 ASEAN特許調査」、 「J49 知財事務担当者向け経理講座」を2023年度から定例化
- (2) 特別コース（Tコース）、技術部門向けコース（Gコース）の充実化【第2小委員会】
 - ・T01 知財変革リーダー育成研修
 - ・T02 知財戦略スタッフ育成研修
 - ・T03 企業若手知的財産要員育成研修
 - ・T04 知財実務英語コミュニケーション研修（新型コロナウイルスの影響で中止）
 - ・T05 交渉学（奥義【修行コース】）
- (3) ニーズに合ったタイムリーな新規研修の企画、実施【第3小委員会】
 - ・「J77 実践！初めての国内中間処理」、 「J75 高部眞規子退官記念講演－知的財産権訴訟の煌めき、その先に－」、 「J82 知財部門リーダーが主導する部門の変革」、 「J83 オープンイノベーション実践のための人材育成講座」、 「J72 知財部員のためのコミュニケーション」、 「J76 サークュラーエコノミー」など35コースを開催
- (4) 海外オンラインコース（Mコース）の実施、海外現地訪問コース（Fコース）の企画【第4小委員会】
 - ・「F04 欧州（ロンドン、ミュンヘン）訪問コース」を開催
 - ・「M01 オンライン知財英語研修 米国実務コース」、 「M03 オンライン知財英語研修総合コース」を開催

・「F02 米国訪問コース」を企画し、募集開始

(5) JIPAらしい研修, JIPAにしかできない研修の検討【研修再構築WG】

・2021年度よりWGを発足し、「JIPA研修の基本設計」, 「JIPA研修の特徴（強み・JIPAらしさ）」, 「今後の課題」を取り纏め、「研修対象層の拡大」「研修領域と研修形態の拡大」「グローバル知財人材育成プログラム強化」について、各小委員会で検討した。

(6) 受講者アンケートの取得

・定例コース, 臨時コース他でFormsによる受講者アンケートを実施し、約19,500件の回答を得た。担当講師へのフィードバックを実施予定

II. 委員会の構成

委員会構成としては、委員長を含め合計27名（前年度30名）で、委員長会、正副委員長会及び4つの小委員会と1つのWG（2021年度発足）で構成し活動を展開した。

重点推進事項に取り組むに当たり、効率的かつ効果的な委員会活動が展開できるように委員会を構成した。

(1) 第1小委員会：

定例コースの検証・改編（関東・関西・東海の3地区）臨時コースの定例化検討

(2) 第2小委員会：

技術部門向け定例コース及び特別コース（経営に資する知財人材育成に関する研修会）の検証・改編

(3) 第3小委員会：

臨時コースの検証・改編, 新規企画, サテライト研修・出張型研修の企画, 実施・検証

(4) 第4小委員会：

海外現地訪問コースおよび海外オンラインコースの企画・実施・検証

(5) 研修再構築WG：

JIPAらしい研修, JIPAにしかできない研修を検討

事務局人材育成グループは11名（東京9名, 大阪2名）でスタートし、研修運営スタッフの

統括及び研修運営活動の円滑化に務めた。

研修会場の運営を行う研修運営スタッフ（TES）は、関東7名, 関西6名, 東海2名, 計15名で行った。

III. 委員会の運営

委員会の運営としては、4月から委員長会, 正副委員長会, 各小委員会, 合同委員会を適宜開催し、委員会活動を展開した。各会議の開催にあたっては参集型を基本としつつ、現地で開催できない人のために、Web会議も併用したハイブリッド（対面+オンライン）での開催とした。

1. 委員長会

略1回/3月のペースでハイブリッドにて実施し、重点事項の進捗を確認。

<トピックス>

①コロナ禍対応の研修会として、オンライン研修（PCライブ, オンデマンド）を定例研修の軸に開催することを決定し、年度初めからオンライン研修を開催した

②今後の研修会の在り方として、JIPAらしい研修の在り方について検討

③JIPAシンポジウムポスター作成

2. 正副委員長会

中間報告, 年度報告及び編集会議を実施

①10月, 1月, 3月全ての会合をハイブリッドにて実施

3. 合同委員会

①7月に合同委員会をハイブリッドにて実施

②12月に臨時合同委員会及び各小委員会をハイブリッドにて実施

③2月の合同委員会についてもハイブリッドにて実施

4. 第1小委員会

2022年度は9名（小委員長1名, 副委員長2名, 委員6名）という少ない人数での活動となったが、委員全員積極的に協力しあい有意義な活動を行うことができた。2021年度までは3チームに分かれて活動を行ってきたが2022年度は2名の副委員長をリーダーとし2チームで分担し、検証や課題の検討のほか講師と打ち合わせを行い研修の改善に努めた。

新型コロナウイルスの感染が大分落ち着いてきていたため、対面での議論が望ましいEコース等の演習を行うコースは参集型とし、講義が大半となるコースはオンラインでの実施形態とし募集を開始した。関西での開催を予定していた参集型研修E01「特・実判決例の研究（討論形式）」、E08「わかる！英文明細書校閲のコツ」、E05「英文契約における交渉とドラフティング」の3コースは応募者が少なく残念ながら休講となってしまった。これらのコースは、2022年度に研修内容の見直しも実施したが関西は受講者が集まらなかった。関東は各コースとも開催することができ、受講者からはとても好評なため、2023年度については研修案内を見直し、より内容が分かるよう更なる改善を行う。

関西開催のEコースの他は、2021年度に比べ受講者数が増加したコースが多かった。特にオンデマンドで実施したA/Bコースや、Cコースはコロナ前の受講者数に戻りつつある。オンライン研修とすることで地方の会員やエンジニアの方も受講しやすくなり受講者の裾野が広がり受講者数の改善につながったと考えられる。

2022年度も前年と同様にすべての定例研修において受講者アンケートを実施した。延べ回答数は2021年度は約12,000件であったが、2022年度は18,000件を超える回答を頂いた。各講座ともに概ね高評価を頂いているとともに、研修内容・運営への改善の参考となる回答を得ることが出来た。今後アンケート結果を講師にフィードバックし、必要に応じて面談等も実施しより良い研修になるよう努めていく。

2022年度も事務局ならびに研修運営スタッフと連携し、検証業務の合理化・効率化を図りながらコロナ禍においても多くの会員に受講していただくことができ、また、2023年度研修運営の準備を完了することができた。

現在の研修は知財部員およびエンジニア向けの講座が多いが、今後、事業・企画・営業部門向けの講座や、少数知財・スタートアップ向けに特化した研修の必要性なども検討していく。また、知財の業務も多様化しているため、会員

企業や時代のニーズにより合致したJIPA定例研修を目指していきたい。

5. 第2小委員会

2022年度は7名体制（小委員長1名、副委員長2名、委員4名）で活動を展開することとなった。

経営感覚人材育成コース（T01～T03コース）については、3年ぶりに3コースとも参集型で実施することができ、実際に集まって議論することができた。

T01コース「知財変革リーダー育成研修」では、2020年度よりリニューアルした講義内容（カリキュラム）を継続して実施し、3年ぶりの参集型での開催であったが、全体として円滑に運営することができた。また、最終的に取り纏めた各自の提言内容も、全般的にレベルの高いものであり、高い成果があった。

2023年度も、講義内容やカリキュラムの更なる向上を目指し、検討を行う予定である。

T02コース「知財戦略スタッフ育成研修」では、2020年度よりリニューアルした内容を継続する形で実施した。本研修も3年ぶりの参集型での開催となったが、全体として円滑な運営を図ることができた。

更なる知識の定着向上を目指し、第2ラウンド「経営シミュレーション」後の振返り講義を、2022年度から追加開催することとした。

また、2021年度のT02コースはオンラインでの開催であったため、講師との直接対話を実施できていなかったため、講師と直接対話できるレビュー会を2022年8月に実施した。

T03コース「企業若手知財要員育成研修」については、2020年度は中止、2021年度はオンラインでの開催となったが、2022年度は参集型で開催することができた。

ただ、受講者の利便性を考慮し、参集型での開催は講師から直接指導を受ける回や成果発表を行う回のみとし、受講者のグループ討議（自主研修）は、オンラインでの実施とした。参集型とオンラインとをバランスよく組み合わせたこともあり、成果発表においては各グループと

もレベルの高い発表となり、研修効果は十分にあったと思われる。

また、2022年度は新たにT05コース「交渉学（奥義【修行コース】）」を開催した。受講生の交渉場面を録画し、その録画を見ながら講師がフィードバックを行う、という新しいスタイルのコースであり、受講生にも好評であった。2023年度は、より研修効果を高めるべく検討を行い、開催する予定である。

定例研修では、2022年度においても、PCライブ研修での実施が殆どとなり、演習形式のコースについてのみ参集型での開催とした。2022年度は全てのコースを計画的に開催できたこともあり、前年と比べて大幅な受講者増に繋げることができた。また、Gコースについては、東西海の統一が完了した。

2023年度も、マネジメント層の強化に繋げるべく、経営感覚人材育成コース（T01～T03コース）の内容見直しや充実化を図ると共に、技術部門向けコース（Gコース）の充実化についても検討していく。

6. 第3小委員会

当初は8名体制（小委員長1名、副委員長3名、委員4名）でスタートしたが、途中で委員1名が退任したため、小委員会メンバーとしては7名で活動を展開することとなった。

会員企業・知財担当者が求める研修のタイムリーな開催と、新規研修立ち上げをミッションとし、JIPA研修会で「臨時研修」として開催するコースの企画・運営・検証を担当した。

2022年度の活動成果として、35コースの臨時研修を、研修内容・特徴に合わせてPCライブ研修、ハイブリッド研修（集合+PCライブ）、集合研修、サテライト研修の形態で開催した。受講者総数は2,263名（前年1,995名）であり、対前年比113%であった。

35コースの内、新規コースを13コース開催し、J77「実践！初めての国内中間処理」、J75「高部眞規子退官記念講演－知的財産権訴訟の煌めき、その先に－」、J84「日本企業が知らない中国商標侵害訴訟」、J81「国内外グループ企業間

における知財の利用・支援に関する税務問題」、J82「知財部門リーダーが主導する部門の変革（アンラーニングの実践）」、J83「オープンイノベーション実践のための人材育成講座」、J72「知財部員のためのコミュニケーション力」、J76「サーキュラーエコノミー（資源循環経済）」等、知財実務・管理から知財マネジメント、人材育成、知財リテラシー、SDG'sまで、幅広い内容の研修を提供した。

新規研修の受講者数は964名であり、全受講者数2,263名の内、43%であった。また、コース当たりの平均受講者数も新規研修は74名/コースであり、全受講数平均65名/コースを上回った。

既存研修において、J30「中小規模知財部門における知財マネジメント」、J37「最近の裁判例からみる知的財産権訴訟の審理の実情」及びJ50「企業実務者が語る等身大のIPランドスケープ講座」の内容を改訂した。J50は前年と同様、290名の受講者が集まり、IPランドスケープのニーズは相変わらず高い。

J80「『オオカミ特許革命』から学ぶ権利行使できる特許の獲り方」（PCライブ）、J81「国内外グループ企業間における知財の利用・支援に関する税務問題」（PCライブ）、J82「知財部門リーダーが主導する部門の変革」（ハイブリッド）も100名を超える受講者が集まり、J75「高部眞規子退官記念講演－知的財産権訴訟の煌めき、その先に－」、J83「オープンイノベーション実践のための人材育成講座」は集合研修でありながら、それぞれ82名、70名の受講者が集り、会員のニーズにマッチした研修をタイムリーに企画出来た。

受講者が継続して集まるJ11「特許分野の中国語読解講座」、J04「ASEAN特許調査」、J49「知財事務担当者向け経理講座」の3研修について、定例化への移行を提案し、2023年度からの定例化が決定した。

すべての臨時研修においてアンケート（研修案内と講義の整合性、講義内容等）を実施し、その結果を検証報告と合わせて、研修内容の改

訂に役立てていく。

また、受講者数を増やすために、2022年度に行った研修の中から2023年度に開催する20研修を選び、年初の開催案内に掲載することとした。

2023年度も、知財担当者向けの研修内容の充実、知財担当者以外のニーズの掘り起こしの観点から、知財実務・管理、知財マネジメント、知財リテラシー等に至るまで、受講者のニーズを幅広く満たす研修を企画し、タイムリーに開催していく。

7. 第4小委員会

“時代にマッチ”するグローバル知財人材育成に資する研修を会員企業に提供することを目指し、4名体制で活動を展開した（小委員長1名、委員3名）。

新型コロナウイルスの影響が残る中、海外現地研修F04コース「欧州」の実施を行った。参加者が10名と例年と比して半分程度、かつ現地を訪問できない参加者も発生したが、日本での事前&事後研修、またロンドンとミュンヘンでの現地研修においては少人数が故の参加者同士の強い結束が生まれ、また自主検討課題の研究も緊密な連携が図れた結果、大変充実した研修になり成功裏に終了した。

また、2020年度に立ち上げたオンライン英語研修MコースであるM01「米国」、M03「総合」は、それぞれ3回目を実施した。時差も考慮しながら現地代理人と接続しての実施であるが、受講者同士、また受講者と現地講師がお互いを知るために研修開始前にオンラインでの事前ガイダンスを行い、またブレイクアウトセッションを用いたグループディスカッションを活用するなど、オンライン研修の有効な進め方のノウハウも蓄積され、受講者への研修効果向上が当初より図れるようになったと考える。

2023年度は新型コロナウイルスがより収束に向かい従前の状態に戻ることを前提に、Fコースの全面再開に向けて検討した。F02「米国」、F06「インド」を対象に検討した結果、F02「米国」のみを開催することにした。現地ホスト事務所とも調整・相談を積み重ねて準備を進め

て、2022年11月に募集案内を行い、コロナ前と同水準の24名の参加応募者があった。なおインドに関しては前年度に続き、臨時研修としてJ71「インドの産業と特許制度」を企画し、他の臨時研修と同様に2022年度も実施した。

2023年度はMコースについては、M02「欧州」をホスト事務所をドイツ代理人から英国代理人に変更して開催予定であり、M03「総合」はオンライン研修から対面中心にT04として開催予定である。また、Fコース、Mコース、Wコースの内容の連携も検討していく予定である。

さらに2024年度は、MコースとFコースをバランスよく配置しながら、F04「欧州」の開催と同時にF06「インド」、F07「アジア」の再開と研修内容の見直しを中心に検討を進める。

8. JIPA研修再構築WG

2021年度に引き続き、JIPAの研修の方向性について議論を行った。知財人材スキル標準との整合性の確認や、他専門委員会との意見交換や他団体との情報交換などを行った結果、

- ①より会員企業全体の知財リテラシーと知財力の向上に貢献すべく知財部門以外への受講者層の拡大、
- ②知財部門のビジネススキルや提案力の向上に貢献するための研修領域の多様化とよりインタラクティブな研修形態の拡大、
- ③グローバル知財人材の育成のあるべき姿の模索

という3点の課題を抽出し、具体的にはJIPAゼミ（T06）のトライアル実施や、講師と受講者の双方向議論促進のプログラム化（D18）、より受講しやすいプレ入門コースの導入などを行った。

また、出張研修をバージョンアップした「カスタマイズ研修（フルカスタマイズ研修とイージーオーダー研修）」を企画・新設した。会員ニーズに合わせた研修を引き続き行っていく。

2023年度は、各小委員会の活動として、

- ①については小規模知財やスタートアップ企業向け研修の拡充、
- ②についてはビジネススキル獲得のための新規

研修の検討,

③については小委員会横串でのグローバル知財人材研修の統廃合などを行っていくことを提言した。

9. 委員会・研修運営スタッフ(TES)合同会議

①4月にオンラインにてキックオフ会議を実施

②10月に東西海合同会議(上期業務報告会)をハイブリッドにて実施

③3月に東西海合同会議(年度末業務報告会)をハイブリッドにて実施

IV. 研修状況

コロナ禍の研修であったものの、PCライブ研修、オンデマンド研修を中心に、集合研修も多数のコースで開催することができ、2022年度の研修受講者総数は12,640名(前年比109%)という結果となった。

定例コースは9,521名(前年比115%)の受講参加者があった。

臨時コース(PCライブ/ハイブリッド研修)は35コースを企画、実施し、2,263名(前年比113%)の受講参加者があった。

オンデマンドコースは追加コースを含め14

コースを開催し、1,868名(前年比137%)の受講参加者があった。

また、2022年度は海外現地訪問コースについて3年ぶりにF04(欧州)コースを再開し、10名の受講参加者があった。海外オンラインコースは2コース実施し、19名の受講参加者があった。さらに、経営感覚人材育成コース(特別コース)として「知財変革リーダー育成研修」12名、「知財戦略スタッフ育成研修」24名、「企業若手知財要員育成研修」26名、「交渉学(奥義)合宿コース」13名、「久慈顧問によるJIPAゼミ2022」12名の受講者で、全て集合コースとして開催することができた。

集合研修の受講者数は臨時研修、特別研修を含むと、1,648名となった。

定例コースの講師陣は、裁判官、大学教授、弁護士、弁理士、会員会社の経営者及び知的財産または法務・技術担当者等、斯界の権威者を約200名迎えることができ、当協会の研修会は質量共に世界に類のない規模となっている。

2022年度受講者数を次に掲載する。

1) 2022年度各地区別受講者数一覧

①定例コース受講者数(※オンデマンド:VOD, PCライブ:PC以外は集合にて開催)

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A01-O1	入門コース(VOD)	470	677
	A01-O2		207	
初級	B01-O1	特実・意匠基礎(VOD)	256	1,005
	B03-O1	商標基礎(VOD)	88	
	B05-O1	知財法務基礎(VOD)	176	
	B09-O1	特許情報と特許調査基礎(VOD)	218	
	B11-O1	知財新人向け知財マインド習得法(VOD)	146	
	B21-P1	企業における知的財産管理実務(Basic)(PC)	121	
中級	C01-P1	特許法・実用新案法(PC)	199	
	C02-P1	意匠法(PC)	54	
	C02-P2		38	
	C03-P1	商標法(PC)	103	
	C03-P2		66	
	C05-P1		知財契約実践(PC)	

	コース	タイトル	受講者数	計		
中級	C06-P1	民法概要 (PC)	89	2,681		
	C07-P1	民事訴訟法概要 (PC)	27			
	C8A-T1	明細書の書き方 (化学)	84			
	C8A-K1		77			
	C8B-T1	明細書の書き方 (電気・機械・ソフトウェア)	84			
	C8B-K1		38			
	C8C-K1	明細書の書き方 (化学) ～演習～	25			
	C08-N1	明細書の書き方 (化学・電気・機械)	23			
	C9A-P1	特許情報と特許調査 (実践) (PC)	316			
	C9B-P1	化学分野における実践的特許調査 (PC)	90			
	C9E-01	特許情報システムの導入と活用 (VOD)	68			
	C9F-P1	中国特許調査講座 (PC)	63			
	C10-P1	不正競争防止法と独占禁止法 (PC)	129			
	C11-P1	著作権法 (著作権法と企業実務) (PC)	153			
	C15-T1	交渉学 (入門)	49			
	C15-K1		34			
	C15-N1		18			
	C16-T1	ブランド・ネーミングの実務とテクニック	24			
	C16-K1		15			
	C18-P1	知財担当者のための国内中間処理実務 (PC)	220			
	C20-P1	わかりやすい知財判例の読み方 (PC)	107			
	C22-P1	ケースで学ぶ営業担当者のための知財講座 (PC)	67			
	C24-P1	特許発明の技術的範囲について (化学) (PC)	146			
	C26-P1	特許発明の技術的範囲について (電気・機械) (PC)	119			
	C28-T1	組織内対話力 (入門)	24			
	C28-K1		23			
	上級	D01-P1	特・実, 審判・審決取消訴訟 (PC)		71	498
		D03-P1	商標・不競法審判決例と企業における対応 (PC)		50	
D06-P1		特許侵害訴訟 (PC)	117			
D15-T1		交渉学 (応用)	24			
D15-T2			18			
D15-K1			22			
D15-N1			8			
D18-K1		企業視点, 国内中間処理戦術【ハイブリッド】	18			
D18-P1			170			
研究	E01-T1	特・実判決例の研究 (模擬裁判形式)	14			
	E01-K1	特・実判決例の研究 (討論形式)	中止			
	E05-T1	英文契約における交渉とドラフティング	21			
	E05-K1		中止			
	E07-T1	特許事例の研究 (討論形式)	10			

	コース	タイトル	受講者数	計
研究	E08-T1	わかる！英文明細書校閲のコツ	19	83
	E15-T1	交渉学（極み）	19	
技術部門	G1N-P1	技術系新入社員のためのIPマナー講座	437	2,893
	G3E-T1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	24	
	G3E-T2		24	
	G3E-T3		20	
	G3E-K1		24	
	G3E-K2		24	
	G3E-K3		19	
	G3C-T1		本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	
	G3C-T2	24		
	G3C-T3	24		
	G3C-K1	24		
	G3C-K2	23		
	G3C-K3	21		
	G3C-K4	22		
	G3S-T1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（ソフトウェア系）（PC）	24	
	G5E-P1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電機）（PC）	390	
	G5C-P1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）（PC）	380	
	G5A-P1	中堅技術者のための知的財産Advance講座（PC）	341	
	G5R-P1	中堅技術者のための特許情報（PC）	249	
	G7E-P1	技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械）（PC）	286	
G7C-P1	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）（PC）	307		
G9M-P1	技術部門マネージャのための知的財産講座（PC）	182		
総合	S01-P1	知財活動におけるマネジメント講座（PC）	149	591
	S02-P1	知財人材育成を通じた知財部門の活性化（PC）	132	
	S03-P1	企業担当者が理解すべき、企業（事業）経営と知財の関わり（PC）	299	
グローバル	WP1-P1	国際特許制度と外国特許基礎	114	1,093
	WS1-P1	外国商標法	74	
	WU1-P1	米国特許制度	219	
	WE1-P1	欧州特許制度	161	
	WA1-P1	アジアの特許制度	67	
	WC1-P1	中国知的財産制度	99	
	WR1-P1	国際契約ベーシック	85	
	WU2-P1	米国特許訴訟	73	
	WE2-P1	欧州における知的財産の活用と実務	36	
	WA2-P1	アジアにおける知的財産の活用と実務	36	
	WC2-P1	中国における知的財産の活用と実務	48	
	WR2-P1	国際契約プラクティス	81	

定例総合計 9,521名

②臨時研修（PCライブ、ハイブリッド（集合+PCライブ）、集合）受講者数

コース	タイトル	受講者数
J04	ASEAN特許調査【ハイブリッド】	31
J08	米国特許をうまく取得する方法（PC）	89
J11	特許分野の中国語読解講座（PC）	33
J16	米国特許侵害訴訟マニュアル（PC）	46
J30	中小規模知財部門における知財マネジメント【ハイブリッド】	33
J35	複数企業による知財エコシステム【ハイブリッド】	46
J37	最近の裁判例からみる知的財産権訴訟の審理の実情（PC）	54
J39	英文ライセンス契約実務マニュアル【ハイブリッド】	48
J49	知財事務担当者向け経理講座【ハイブリッド】	82
J50	企業実務者が語る等身大のIPランドスケープ講座【ハイブリッド】	282
J52	M&Aにおける知財デュー・デリジェンスの実務（PC）	61
J53	OSS利活用によるオープンイノベーション促進と知財課題【ハイブリッド】	88
J55	知財管理職のための財務講座（PC）	75
J56	外国出願・中間対応の実践テクニック【ハイブリッド】	47
J58	5大特許庁による「記載要件」に関する事例研究レポートの解説と実務上の留意点（PC）	47
J60	デジタル・トランスフォーメーション時代に抑えておきたい著作権法（PC）	39
J64	「経営シミュレーション」体験講座（集合）	8
J65	オンライン米国特許法実務研修～2022上半期版～（PC）	14
J67	米国訴訟と適切な社内コミュニケーション【ハイブリッド】	49
J68	DX推進のためのOSS活用戦略（パネルディスカッション）【ハイブリッド】	44
J69	ライセンス契約実務マニュアル（PC）	75
J71	インドの産業と特許制度（PC）	8
J72	知財部門のためのコミュニケーション（集合）	23
J73	意匠のススメ～全部門の技行深が理解すべき意匠の初歩～（VOD）	47
J74	米国弁護士との円滑な協業の仕方【ハイブリッド】	23
J75	高部眞規子退官記念講演－知的財産権訴訟の煌めき、その先に（集合：関東、関西、東海）	82
J76	サーキュラーエコノミー（資源循環経済）【ハイブリッド】	65
J77	実践！初めての国内中間処理【ハイブリッド】	82
J78	米国企業と共創する際の交渉テクニック	43
J79	アメリカ人への効果的なプレゼンの仕方	4
J80	『オオカミ特許革命』から学ぶ権利行使できる特許の獲り方（集合）	153
J81	国内外グループ企業間における知財の利用・支援に関する税務問題（PC）	157
J82	知財部門リーダーが主導する部門の変革（アンラーニングの実践）【ハイブリッド】	162
J83	オープンイノベーション実践のための人材育成講座（集合・サテライト）	70
J84	日本企業が知らない中国商標侵害訴訟【ハイブリッド】	53
	臨時コース 受講者総数	2,263

③追加オンデマンド研修

コース	タイトル	計
C01-O1	特許法・実用新案法	84
G1N-O1	技術系新入社員のためのIPマナー講座	40
G5R-O1	中堅技術者のための特許情報	31
G7C-O1	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	31
G7E-O1	技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械）	34
G9M-O1	技術部門マネージャのための知的財産講座	19
	追加オンデマンド研修 受講者総数	239

④追加集合研修

コース	タイトル	計
C8A-T2	明細書の書き方（化学）	40
C15-T2	交渉学（入門）	49
C15-K2		18
C15-N2		9
G3C-T4		本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学）
G3C-K5	19	
G3E-T4	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電気・機械）	12
G3E-K4		6
	追加集合研修 受講者総数	176

⑤追加PCライブ研修

コース	タイトル	計
C05-P2	知財契約実践	107
G3S-P2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（ソフトウェア）	6
	追加PCライブ研修 受講者総数	113

⑥海外・特別・海外オンライン各コース受講者数

コース	タイトル	受講者数	計
F04	欧州特許制度，法規，判例および模擬異議申立審理の研修	10	10
T01	知財変革リーダー育成研修	12	87
T02	知財戦略スタッフ育成研修	24	
T03	企業若手知的財産要員育成研修	26	
T05	交渉学（奥義【修行コース】）研修	13	
T06	久慈顧問による「JIPA知財ゼミ2022」	12	
M01	オンライン知財英語研修 米国実務コース	9	
M03	オンライン知財英語研修 総合コース	10	
	海外・特別・海外オンラインコース 受講者総数		116

⑦出張研修受講者数

2社に出張研修を実施（PCライブ研修，オンデマンド研修，集合研修） 計116名

⑧カスタマイズ（フルカスタマイズ・イージーオーダー）研修受講者数

1社にイージーオーダー研修を実施（PCライブ研修，オンデマンド研修） 計96名

受講者総合計 12,640名（前年11,598名）

V. その他

1. 日本弁理士会継続研修の実施状況

日本弁理士会からの要請に基づき，弁理士の継続研修への対応を行った。

2. （一社）発明推進協会主催の「人材育成協力委員会」に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。

VI. 2023年度の活動内容・方針

1. 人材育成委員会の役割

人材育成委員会の役割は，協会の主催する知的財産に関する研修会について，

- ・新規研修の企画・立案
- ・研修プログラムの見直し（既存研修の内容改編，充実）
- ・研修内容の検証

等を行うことである。当研修会は，知財の実務担当からリーダーまで，また知財部門のみならず技術者や営業担当まで，それぞれ育成すべき人材の目標能力を明確にし，その目標に沿った研修内容の適正化，高質化を目指し，時代に合った企業で求められる知財人材を育成することを目的とする。

当協会の研修会の特徴は，「会員の，会員による，会員のための研修を提供すること」にある。すなわち，会員受講生を対象とし，私たち自らが企画，運営し，また，講師の先生方も多くは会員企業の現役知財部員やそのOBであるという正に手作りの研修会であり，世界一の規模と，内容及び質を誇り，我が国の知的財産レベルの向上に寄与する人材基盤の確立と共に協会の財政基盤にも大きく寄与する。

2. 活動内容

(1) 基本方針

事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により会員満足

度の高い知財研修会を提供すると共に，委員自身の成長に繋がる明るく楽しい充実した委員会活動を効率的に展開する。特に，「ターゲット層（受講層）の拡大」及び「研修領域の拡大」について検討を行い，更なる顧客満足（Customer Satisfaction）を追求し，Customer Surpriseを生み出すことを目指す。

『一樹百穫

人材こそが あらゆる力の源泉となる』

- ・会員企業と受講生が共に満足できる研修プログラムの充実（JIPAでしかできない研修の実施）
- ・委員会メンバー一人一人の更なる人材育成（派遣元会員企業の財産となる委員の成長）

(2) 重点推進事項

2023年度は，『『グローバルな事業競争力を高めるための知財活動ができる人材』を育成する研修の企画立案・改編]，「ターゲット層（受講層）の拡大」及び「研修領域の拡大」について重点的に取り組む。

- 1) 定例コースの見直し，改編，および改編したコースの検証，並びに臨時研修の定例化検討
- 2) 事業・企画・営業部門や，少数知財・スタートアップを対象とした研修の開催検討
- 3) 特別コース（Tコース）／技術部門向けコース（Gコース）の見直しも含めた充実化，安定運営
 - ・知財変革リーダー育成研修（T01），知財戦略スタッフ育成研修（T02），企業若手知的財産要員育成研修（T03），知財実務英語コミュニケーション研修（T04），交渉学（奥義【修行コース】）研修（T05），JIPA知財ゼミ（T06）の充実化
- 4) 会員企業ニーズに合ったタイムリーな新規

研修の企画，実施

- 5) ビジネスリテラシー，知財人材が知っておくべきビジネス・技術知識等について，新たな研修の開催検討
- 6) 海外コース（Fコース）の再編および実施年度の検討
- 7) 海外オンラインコース（Mコース）の充実化
- 8) 出張型研修の実施

VI. 2023年度の体制

1. 委員長会（メンバー；委員長，小委員長，事務局。年に数回開催）
委員会の運営全体協議
2. 正副委員長会（メンバー；委員長，小委員長，副委員長，事務局。年に数回開催）
研修企画の審議・承認，講師の新任，留退任の審議・承認，臨時研修の審議・承認（なお，緊急性のある臨時研修については委員長判断で実行し，後日，承認を得る），2024年度研修の審議・承認（2024年度の研修案内），各小委員会活動状況の共有
3. 合同委員会（メンバー；委員全員，事務局。）
年3回，4月，7月，2月を予定。
4. 小委員会
 - (1) 第1小委員会：定例コースの検証・改編（PCライブ，オンデマンド，集合），臨時コースの定例化検討
 - (2) 第2小委員会：技術部門向け定例コース及び特別コース（経営に資する知財人材育成に関する研修会等）の検証・改編
 - (3) 第3小委員会：臨時コースの検証・改編，新規企画，出張研修の企画・運営
 - (4) 第4小委員会：海外訪問コース及び海外オンラインコースの企画・実施・検証
5. 委員会活動の進め方
 - ・ 会議開催は，場所，日程／時間，回数及びWeb会議の活用を考慮し，効率的に開催。

意思疎通に充分配慮し，メール及び電話連絡等もフル活用する。

- ・ 個別案件は委員長会で情報共有を図りつつ，小委員会単位で積極的に活動を推進する。事務局及びTESとの連携も重要なので，密な連絡を行う。
6. 人材育成グループ
協力体制を維持，強化
 7. 研修運営スタッフ（TES）
研修会の運営と問題点，改善点の指摘（モニタリング機能）
TESの指摘事項に関しては，人材育成グループと協力して対処

3. 会誌広報委員会

1. 委員会の構成と運営

正副委員長16名を含む全体26名（期中に1名退任）が，第1小委員会10名，第2小委員会8名と第3小委員会7名を基本としつつ，ワーキンググループを組み合わせて活動を行った。

引き続きウェブ併用の活動となる中で，委員の負荷軽減という課題解消のため，運営体制変更とともに委員会原稿についてはJIPA会誌広報グループとの役割分担変更も含め検討した。具体的には第3小委員会を新設して「季刊じばWG」を組込み，「特集号WG」を第1小委員会に組込むことにより，前年度まで別日・別途で行っていたWG活動を極力無くすような運営体制とした。また各専門委員会側で必要十分な原稿査読が出来るようになったことを踏まえ，2023年4月より当委員会では委員会原稿の査読は行わず，JIPA会誌広報グループで最小限の内容確認を行いゲラ刷りに進めるフローに変更した。

こうした環境整備により委員会が本来注力すべき企画・編集業務に集中できるようにした中で，「季刊じば」のスペシャルインタビュー及び2023年10月特集号の執筆のため，上野専務理事と共に米国への取材団派遣（実施は次年度）を企画するなど，広報活動の強化とともに委員会の魅力向上に繋がる取組みを行った。

委員会の会合としては「知財管理」誌の原稿企画提案、執筆者の選定、各種原稿の査読報告といった「議論検討の場」である各小委員会と、全体の進捗確認、各号の誌面編成決定、原稿掲載の可否判断といった「審議決定の場」である定例委員会を、毎月各1回開催した。

特集号を含め、各委員の企画提案の推進にあたっては、執筆を依頼する有識者との面談を必ず実施、企画の趣旨や内容を十分に説明し、関連する議論を深め知見を得た。

2. 活動報告

(1) 「知財管理」誌の企画編集

2022年（1～12月号）の論文数は118本、総頁数1,564であった（2021年は論文数118本、総頁数1,710）。

原稿分類別の掲載状況は、当委員会の企画原稿が論文掲載記事全体の58%、専門委員会原稿が34%、外部投稿原稿が8%であった。

(2) 委員による原稿企画と執筆

①一般企画

企業活動や知財活動を取り巻く環境変化、所属企業における日々の業務等から感じる課題や疑問、あるいは各種研修やセミナー等で得られた情報を基に、それらを深掘りする形で企画立案した。

②判例と実務シリーズ

最新判決や注目判決から実務に役立つ論点を議論してテーマと執筆者を決定した。毎月の企画担当者を決めて推進した。

③今更聞けないシリーズ

実務経験の浅い初心者や、実務熟練者でも意外と知らない諸手続や法制度等に焦点を当て、コンパクトかつ平易に解説する企画とした。

④海外注目判決

判例と実務シリーズの海外版という位置づけであり、米国、欧州を中心に会員企業が注目すべき海外の判決を取り上げた。

⑤インタビュー記事

知財分野で注目すべき企業や団体、あるいは有識者へのインタビュー内容を基に、会誌広報委員会で原稿執筆する企画で、宮崎大学のインタビューを実施したが掲載は2023年度の予定。

⑥新刊書紹介

会員に有益な新刊書籍を紹介するため、出版社から協会へ献本があった書籍や、委員が推薦する新刊書について、紹介原稿を担当委員が執筆した。

⑦編集後記の執筆

委員個人の趣味や日頃の生活で感じたことなど、毎月担当委員が自由に執筆した。

(3) 「季刊じば」の企画編集

JIPAの活動や知財の動向をわかりやすく簡潔に伝える広報誌として2017年創刊、年4回、A4サイズでカラー4ページの仕様で様々な情報を提供している。JIPA会員のほか、会員外への配布をしており、JIPAホームページからも閲覧入手することができる。2022年度に発行した各号の概要は下表の通り。

コンテンツ	2022年春号	2022年夏号	2022年秋号	2023年冬号
表紙写真	彦根城	カニ	ほおずき	氷瀑
インタビュー／理事's eye	米山茂美 学習院大教授 山口常務理事	理事's eye 池田副理事長	理事's eye 下川原副理事長	濱野 特許庁長官／ 伊東理事長
わが社のこだわり／トピックス	日本電気 社会価値創造型企業として「未来の共感」を創る	ダイセル 価値共創によって人々を幸せにする会社	アステラス 変化する医療の最先端に立ち、科学の進歩を患者さんの「価値」に変える	本田技研工業 すべての人に、「生活の可能性が広がる喜び」を提供する
Zoom Up	関西電気機器部会 宇野業種担当役員	関東化学第二部会 池田業種担当役員	G模倣品対策PJ 大久保PJリーダー	意匠委員会 福岡常務理事 平林委員長
JIPA通信	JIPA東京オフィス移転	PCライブ研修	知財管理 特集号	JIPAシンポジウム

(4) ワーキンググループ活動

①特集号WG

2023年10月号の掲載予定で、「知財立国20年これまでとこれから」というメインテーマでの特集を企画した。

2023年の特集号では、2003年の知的財産基本法施行から20年を迎える節目の年であることから、これまでを振り返るとともに、“これから”に着目し、今後の日本企業が生き残るために必要な情報や、日本企業が持つべき共通認識を語る論説を中心に企画し、これからの日本企業に資する特集号にすべく、様々な分野の専門家が論ずる論説10本からなる特集号を発行予定である。

②「季刊じば」WG

コンテンツの企画、インタビューの実施や原稿の作成といった企画編集業務を行うとともに、限られた人員体制で継続的な発行を行うための編集作業の効率化、JIPA会誌広報グループとの役割分担の最適化、マニュアル整備等を進めた。

③ポスターWG

JIPAシンポジウムのポスターセッション用に、第2小委員会メンバーを中心に当委員会の活動内容を紹介するポスターを作成、委員募集活動においても活用した。

④メルマガWG

JIPAから発信される月2回のメールマガジンの中で「知財管理」誌の記事を紹介する。毎号の掲載論文の中から3～5件を選定し、委員が紹介文を執筆した。

⑤マニュアルWG

「知財管理」誌および「季刊じば」の質の安定化を図るため、マニュアルに基づいた委員会活動を行っており、2023年度の全面的な改訂に向けた検討を行った。

3. 今後の検討課題

今後JIPAが国内外でのプレゼンスを更に向上させて、団体として継続的に発展していくためには、広報面でより大きな役割を果たすことが当委員会として今後進むべき方向性であることから、「季刊じば」により注力できる体制構

築や運営の最適化に取り組んでいく必要がある。

4. 特許第1委員会

1. 構成及び運営

2022年度の委員会は、委員長1名、副委員長(小委員長、小委員長補佐)11名、委員24名の計36名の構成で活動した。委員会内に4つの小委員会を設置し、小委員会毎に活動を推進する体制とした。各小委員会の検討カテゴリは以下の通りである。

【第1小委員会】

特許制度に関する調査研究

【第2小委員会】

記載要件に関する調査研究

【第3小委員会】

審査の質・進歩性に関する調査研究

【第4小委員会】

トレンドを踏まえた特許に関する研究

2. 活動概要

年2回の全体会合を開催するとともに、各小委員会で、平均月1回の会合を開催し、個々のテーマについて検討・研究を行った。

更に、委員長、副委員長により構成される正副委員長会議を開催し、特許制度全体および各小委員会の検討テーマについて横断的に検討した。

また、特許庁審査基準室等との意見交換会を6回、弁理士会特許委員会との意見交換会を1回行った。

前年度に引き続きWeb会議主体で活動を開始した。その後、新型コロナウイルス感染症の感染状況や委員の希望等を踏まえつつ、下半期には、対面での開催を併用するハイブリッド形式を活用しながら活動した。

3. 各小委員会での活動状況

【第1小委員会】

2022年度は下記の2つのテーマに取り組んだ。

(1) 「早期審査に関する諸考察」

「早期審査の実態調査」を前年に引き続きテーマとして取り上げ、早期審査制度のビジネス上での利用価値に関する考察を行い、ユーザーに

とって利用要否の判断に資する情報を発信することを目指して取り組んだ。

本件制度の利用傾向には、特許により保護を求めたい対象のビジネスにおける目的や商品・サービスの特徴に応じた戦略の傾向が現れることを想定し、産業分野別のデータ解析を試みた。主な解析項目は、審査請求から一次審査通知までの期間（FA）の短縮率（早期／通常）、審査請求から権利化までの期間（STP）の短縮率（早期／通常）、早期審査制度の利用率である。なお、データ解析を試みるにあたり、早期審査のメリット・デメリット、早期審査の有効な活用パターンを仮説的に行った。

データ解析の結果、FA短縮率、STP短縮率ともに低く、早期審査のメリットが十分に得られていることが確認できる分野であっても、利用率が低い分野（「製薬」「エンジン、ポンプ、タービン」）があり、そのそれぞれに事情が考えられた。「ビジネス方法」のように流行り廃りが早く、タイムリーな開発が求められる分野で、利用率が高いにもかかわらず、STP短縮率が低いといった実態や、「食品化学」のように当業者からの情報提供が多く寄せられることが想定される分野で、PCT出願率が低く、公開前に一次審査通知が多く出されている実態が掴めた。しかし、データの扱いや解析手法に見直すべき点が見つかってきたこともあり、本年度は結論的な考察を見送ることとした。

2023年度以降、本件テーマに取り組む場合、データの扱いや解析手法の見直しを行うとともに、ユーザーにとって利用要否の判断に資する情報とは何かを詰める必要があると考える。

(2) 「中国から日本への特許出願に関する調査・研究」

年度当初のテーマ検討の中で、外国からの日本出願は、外国企業による日本での実施のためになされたものと考え、日本企業の事業に直接の影響を与える可能性が高いのではないかと仮説を立てた。そこで、日本に出願される外国発の発明の実態を調査分析し、日本への影響を見積もることを検討していた。なかでも、特許庁

が発行している、特許行政年次報告書及び特許動向技術調査報告書において、①中国からの出願はその他の主要国からの出願の伸びに比して急増していること、②特定テーマでの技術動向調査結果から中国の影響が大きいことが示唆されていたこと、の2点から、2022年度は対象を中国に絞り、「中国から日本への特許出願（以下CN外内出願）に関する調査・研究」を行うこととした。

具体的には、中国を第1国出願としている日本出願を優先主張年2011年以降で抽出して母集団（合計約4万公報）とした。主に、1）権利化の実態、2）産業分野別解析、3）引用文献としての実態を調査した。

1）権利化実態では、CN外内出願はJP出願の平均より、審査請求、登録査定割合がともに高く、権利化への強い意欲が見られた。早期審査は年々増加しており、中国での国策である出願、登録補助金の影響も考えられるが、実際の事業化の予兆とも考えられる。

2）産業分野別解析では、経時で公報数の増加が著しく、特許庁による技術動向調査にとりあげられた技術トレンドとして注目すべき3分野の内容について詳細に解析した。1つ目のゲーム分野は、スマホの普及により事業が急拡大している実態と出願の関連性が見られ、特にスマホゲーム関連と思われるIPCでは日本企業と中国企業の出願数が近年拮抗している。2つ目の特殊機械分野は、農林水産畜産業に関連するIPCについて近年の伸びがみられている。3つ目の制御分野は、自動運転に関連するIPCで伸びが見られている。いずれの分野でも中国以外の主要国からの出願に比して、中国からの出願が特に伸びている実態が分かった。日本企業の出願との比較では日本全体の出願数のほうがかなり多く、影響についての定量的な考察はさらなる検討が必要と考える。

3）CN外内出願を引用文献とする日本出願を調査分析したところ、日本出願全体の引用文献利用割合からは、CN外内出願の割合は0.5%程度と影響が強いとまでは言えないことがわ

かった。しかし多数の日本企業出願に引用されているCN外内出願を調査すると、相当数の日本出願の権利化に影響している実例を確認した。引例として取り上げられる場合、CN外内に限らず対応ファミリーの公報を使用することもあり、実際の引例割合を把握するには解析方法について更なる検討が必要と考えている。

なお、テーマ検討の目標である日本への影響の分析については、解析手法を検討中であり、2023年度以降の課題となる予定である。

【第2小委員会】

2022年度は、下記の2つのテーマに取り組んだ。

(1)「AI関連発明の外国出願における記載要件に関する指摘と事例」

2021年度まで、国内のAI関連発明の審査事例を調査していたが、2022年度は各国の審査がどのようになっているかという部分に踏み込み、国内出願人が外国にAI関連発明を出願する際にどのようなことに気を付けるべきか、という視点で、各国、特にAI関連発明の出願が多い米国・中国・欧州の三カ国について、AI関連発明の審査基準や審査事例の調査を行った。

特に、国内よりも判断が厳しかったり、国内には無かったりといった、各国ごとに特徴的と考えられる、記載要件を中心とした各指摘について注目し、それらの審査事例を紹介した。米国では特に対応が難しいと思われる特許適格性とミーンズプラスファンクション、中国では国内に無い独特の記載要件である必要な技術的特徴要件、欧州では、国内よりも特に厳しい判断をされた明確性及び機械学習装置のカテゴリについての指摘と事例をまとめている。これらの各国ごとに特徴的な指摘とその対応方法を紹介することで、国内出願人が外国にAI関連発明を出願する際の一助にしたい。

前述の内容は論説にまとめ2023年度の知財管理誌に投稿する予定である。

(2)「記載要件違反による特許取消に対する特許権者からの実験成績証明書の参酌可否に関する考察」

特許審査における拒絶理由への反論として、

特許・実用新案審査基準や、特許・実用新案審査ハンドブックによれば、特許出願人が実験成績証明書を提出して反論することが認められているが、特にサポート要件、実施可能要件違反など記載要件違反に対して、実験成績証明書にどのような内容を記載すれば参酌されるのか、あるいは参酌されないのか、前記審査基準や前記ハンドブックには必ずしも明記されていない。

拒絶理由通知に対する実験成績証明書の提出に関する考察を行っている先行研究を踏まえ、我々は異議申立案件に着目し、記載要件違反による取消理由に対して特許権者が実験成績証明書を提出した案件を分析し、特許出願人の立場から記載要件違反の指摘に対する反論としての実験成績証明書が備えるべき要件や基準を検討した。

調査の結果、取消理由が29条関係でも36条関係でも特許権者が提出した実験成績証明書は8割以上参酌されており、36条関係の取消理由に対する反論として提出した実験成績証明書が参酌されずに特許取消に至った案件は2015年から2022年6月末までにわずか7件に留まることが分かった。

当該7件について分析すると、参酌されなかった理由として、①明細書のサポート範囲に比べて請求項の内容が広範すぎるため実験成績証明書でいくつかの実験例を追加するだけ足りない、②実験条件が不十分・不正確という2つに大別される。

①のケースについては、例え発明の効果を示せたとしても、出願時明細書若しくは技術常識によって容易に想到できない内容まで実験成績証明によってサポート要件を充足するという、後出しの対応は認められないことである。これはかつて偏光フィルム事件で示された判断が今なお維持されていることを意味する。

②のケースについては、実験成績証明書に記載された実験の結果だけではなく、前提となる実験条件についても論点となることを示している。特注品や試作品のように特許出願時点において当業者が通常入手できない装置等を用いた

実験は、技術常識に基づいてそのような装置を用いざるを得ない合理的な理由が無い限りは、実施可能要件違反と見做される可能性が高い。また、出願時明細書に記載された実験を再現するにあたって、一部条件を置き換える、あるいは省略するような場合も、技術常識に基づいてそのような置き換え・省略の理由を示せない限り、実施可能要件違反と見做される可能性は高まる。

この検討結果及び考察は、論説にまとめて2023年度の知財管理誌に投稿する予定である。

【第3小委員会】

「拒絶査定となってしまうが、どうしてもその内容で権利化したい手法はないだろうか」という観点から、2022年度は、「審判請求時に無補正の拒絶査定不服審判」に着目した研究を進めた。

具体的には、①審査では進歩性なしと判断されたが、審判では進歩性ありと判断されて特許権が成立する場合、審査と審判の判断の差にはどのような決め手があるのか、②拒絶査定となってしまう場合でも、どうしても補正せずに権利化するために審判官を説得・納得させるにはどういった手法があるのか、ということ、前置審査を経て（すなわち、審判請求時に補正された後に）審判請求が認容された件と併せて比較しながら検討した。

無補正で請求が認容される割合を調べてみたところ、国際特許分類がC分野（化学・冶金）において最も高く、一方でG分野（物理学）において最も低く、また、G分野は無補正と前置解除を経た場合の請求認容率の差がいずれの分野よりも小さいことがわかった。そこで、本テーマでは、国際特許分類がC分野およびG分野を中心に、審判請求書における主張の内訳を分析した。

具体的には、拒絶査定の直前の拒絶理由が①進歩性のみ、または②新規性および進歩性のみであって、かつ審判請求書が提出された特許出願について、C分野／G分野、補正無し／補正有り、請求認容／請求棄却ごとに、それぞれ35

件、全部で280件、抽出した。調査の主な内容は、これら280件における意見書および審判請求書の相違、ならびに意見書および審判請求書における認定ミスの主張の有無、構成の相違の主張の有無、有利な効果の主張の有無、阻害要因の主張の有無、動機付けの主張の有無、追加資料の提示の有無とした。

調査の結果、意見書と審判請求書とを比較すると、審判請求時に無補正である場合、意見書と審判請求書で違いが小さい場合よりも、違いが大きい場合の方が、請求認容率が高いことが分かった。そのため、無補正であっても審査段階でどのような議論が不足していたのか、ということ審判請求時に再検討することが望ましいことがわかった。

一方、前置審査経由の場合には、意見書と審判請求書で違いが大きい場合よりも、違いが小さい場合の方が、請求認容率が高いことが分かった。このため、前置経由では、審判請求書の内容よりも補正の内容が勝敗に影響することがわかった。

C分野でもG分野でも、多くの調査対象案件において構成の相違および効果の相違が主張されていたが、C分野（化学・冶金）では、特許出願後に資料の追加が行われた特許出願が、G分野と比較して多かった。これは、C分野は、G分野とは異なり、実際に行われた実験により有利な効果を裏付ける技術分野であるためと思われる。念のため、さらにどのような資料の追加が行われたかについても分析した。その結果、C分野での補正なしでの審判請求においては、実験データに関する資料の提出が特に請求認容につながりやすいことがわかった。また、補正なし／補正ありのいずれにおいても、参考文献の提出および説明の補足もまた、請求認容につながる可能性があることがわかった。

G分野では、補正無しの場合に認定ミスを主張する傾向があったが、請求認容につながっているとは言えなかった。

また、一部の例外はあるものの、阻害要因の主張は特に請求認容につながりやすいことがわ

かった。

この他、有利な効果を主張せず構成の相違を主張した場合、構成の相違を主張せずに有利な効果を主張した場合には、C分野では請求認容率がG分野での請求認容率よりもかなり小さかったため、C分野では構成の相違と効果の相違とを切り離して主張することは望ましくないが、G分野では切り離して主張する余地があることが分かった。

これらの調査結果に基づいて、及び考察の詳細を論説にまとめて、知財管理誌に投稿する予定である。

【第4小委員会】

(1) はじめに

本小委員会では近年「トレンドを踏まえた特許に関する研究」に取り組んでいる。知財に関するトレンドは時事変化するが、2022年度は新型コロナウイルスと知財活動に注目することとした。はじめに、コロナと特許に関する近年の文献調査を行ったところ、(a) 知財テレワーク系、(b) 出願分野系、(c) 特許制度系といった観点で論じられていることが分かった。本小委員会において、日常の知財業務に直結する所では(a)に関心が高いところ、実際の業務の現場とテレワークの場で感じている課題については、その解決策が必ずしも明らかになっていないとの意見で一致した。すなわち、コロナ禍における知財業態の変化が、出願権利化の「質」に影響を及ぼしているのではないか、という仮説である。そこで、2022年度のテーマを「コロナ禍における出願権利化に関する調査研究」とし、①発明相談（発明把握）、②特許出願（明細書作成）、③権利化（中間処理）、という3フェーズに分けて実態を調査し、出願権利化の好ましい手法等を分析・提言することとした。

(2) 調査概要

上記の問題意識について現実を明らかにするため、1. 出願データ分析、2. 特許庁への質問状調査、3. JIPA委員会に対するアンケート調査、の順で調査を進めた。1. 出願データ分析では、コロナ禍が本格化した時点を2020年

1月とし、その前後における「出願件数動向」、「拒絶理由の種別」の変化を調べた。これらは①発明相談と②特許出願に関する調査である。また、③権利化（中間処理）に関しては、審査官面接が行われた出願について、コロナ前後の特許査定率の変化を調べた。審査官面接は、対面主流からオンライン主流へと態様が大きく変化し、その影響を見るためである。しかしながら、これらのデータ分析の結果からは、コロナ前後で有意な変化は見られなかった。次に、2. 特許庁への質問状調査を行った。これは、③権利化（中間処理）の場面で、オンライン面接において特許庁側が感じている課題について問うものである。特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会の機会にて、質問状（質問数は6問）を送付した。回答は、「オンラインによる審査官面接がリアルの対面面接と比して特に課題を感じていない」、「特許庁と出願人との目的意識が一致しているため、特にリアルのコミュニケーションが必要とされることは少ないと考えられる」、といった内容であった。これらを踏まえ、我々は、出願人側の意識を明らかにするために、3. JIPA特許第1・第2委員会に対するアンケート調査を行うこととした。アンケート調査はMicrosoft Formsによる無記名方式（質問数は約13、回答肢によって増減あり）で行い、総数84名の委員のうち50名から回答を得た。

(3) 調査結果

アンケート調査の結果によると、以下の傾向が読み取れた。

①今般の出願権利化業務において、総じて、オンラインはスピード・効率が上がるといえる。ただし、発明者からの相談・提案といった発明理解の場面では、オンラインでは課題が残る部分もある。一方、オンラインでの事務所打合せについて、今回の調査対象企業においては、課題は少ないとの回答が得られた。初動を対面で行って知財担当者が発明理解を深め、以降の出願業務をオンラインで行うことが、出願業務を効率よく行える一つの業務スタイルであると

考えられる。

②審査官面接の実施数について、コロナ前後で「変わらない」と評価する回答者が多数である一方、オンラインに不安があり、面接自体を減らしている回答者も少数存在する。オンライン面接の不安を払しょくする施策が、特許庁と出願人にも求められる。

③審査官面接は、対面とオンラインを「使い分ける」とする回答者が約半数で、「対面」と「オンライン」がそれぞれ約1/4であった。「使い分ける」の具体的理由が様々得られ、実務者は参考にできる。一方、オンライン面接の課題として、審査官の表情が読み取りにくいとの声が多かった。特許庁には対面面接の受け入れも引き続きお願いしたいと考える。

(4) おわりに

当初の議論では、オンライン化したことで特許出願の「質」に影響があるのではないかと考えた。今回の出願データ分析では有意な差異が見られず、出願人のアンケート調査でも変化がないとの結果であった。知財担当者が、発明者・特許事務所・審査官という三者とそれぞれコミュニケーションする共通の目的は、発明対象を相互理解することである。意思疎通を円滑にするために、物理的・心理的な不安要素のないコミュニケーションの場の共有と、表情・感情をも含めたやり取りが大切である。オンラインとリアルの利点を組み合わせることで、従来以上に質が高く効率的な知財業務が可能になると期待される。今後、コロナ後（2020年1月以降）になされた特許出願の審査はこれから本格的に増えてくるので、特許査定率の推移は引き続き注視していくべきと考える。

これらの検討結果及び考察の詳細を論説にまとめ、知財管理誌に投稿する予定である。

5. 特許第2委員会

1. 構成及び運営

2022年度の特許第2委員会は、委員長1名、副委員長17名（うち小委員長5名、小委員長補佐12名）、委員30名の計48名で構成した。

新型コロナウイルスの影響により、キックオフミーティングとしての4月度全体委員会や正副委員長会はオンライン開催としたが、第1から第5小委員会では、Web会議形式を主体としているものの、一部では対面形式で小委員会を開催することができるようになった。また、その後の全体委員会（10月に中間報告会、3月に成果発表会）は対面形式・Web形式のハイブリッド開催として出席者の約半数が対面形式で出席できたうえ、3月の全体委員会では懇親会を開催することもできた。全体員会をハイブリッド開催としたことで各小委員会の発表に対する質疑の場で困難さを感じることもあったが、従来と同様に活発な意見交換がなされ、JIPAに参加する楽しさを感じられたのではないかと思われる。

一方で、対面形式を主体とした小委員会でもWeb参加を希望する委員も一定数に対応するためにハイブリッド形式とせざるを得ず、小委員会での活動に関して小委員長を始めとした運営側には対面のみであった2019年度以前、Webのみであった2020年度から2022年度とは違った困難性があったと思われる。

法曹界を中心とした外部機関との交流の機会が多いことも当委員会の特徴であり、日本弁護士連合会、大阪弁護士会との意見交換会を行った。従来は、東京弁護士会といずれかの小委員会とコラボテーマを設定して共同研究を行ってきたが、2022年は日程やテーマの選定に調整がつかず意見交換会と共に見送ることになった。一方で、大阪弁護士会とは第3小委員会が4カ月間共同で検討を行い、対面形式で開催した意見交換会の場でその成果を発表することができた。裁判所との意見交換会については、前年度までと同様に見送った。

「知財管理」誌には3本の論説を投稿した。

- ・ 論説「早期審査された特許の無効性に影響を与える要因の分析」（1月号）
- ・ 論説「日本における特許異議申立と無効審判の両方で争われた事例についての研究」（2月号）

- ・論説「特許活用制度における活用事例に関する考察—ドイツLORにおける日本企業の活用事例について—」（3月号）

上記の論説のうち、「早期審査された特許の無効性に影響を与える要因の分析」及び「特許活用制度における活用事例に関する考察—ドイツLORにおける日本企業の活用事例について—」については、内容を分かりやすくかみ砕いた資料および動画を作成し、それぞれ9月および1月の東西地域部会にて発表（動画配信）した。

2022年度の調査研究テーマおよび各小委員会の活動概要は以下のとおりである。調査研究テーマのうち、4本は2023年度の「知財管理」誌に論説として投稿する予定である。

2. 各小委員会の活動概要

【第1小委員会】

- (1) 「異議申立における公然実施の事実認定に関する事例研究」（「知財管理」誌投稿予定）

公然実施による公知は、いわゆる刊行物公知と比較して立証が難しい場合がある。公然実施の事実を当事者が立証するに際し、適切な証拠と照らして飛躍なく説明を要することが原因の一つと考える。しかしながら、異議申立においては、申立人が証拠、主張を補充できる機会が限定されており、争点に即した証拠等を後から補充することは容易ではない。現に、当小委員会が調査したところ、公然実施が論点に挙げられた異議申立事件において、取消決定に至るものは2%程度しか存在せず、異議申立全体の取消率と比べても一層低くなっている。

上述の点を踏まえ、当小委員会では、公然実施の事実認定に関する論点について、異議申立事件の中からいくつかの類型を抽出し、各類型における注意点や対策を提案することを考え、検討を実施した。

【第2小委員会】

- (1) 「無効資料としての非特許文献の活用に関する調査・研究」（「知財管理」誌投稿予定）

特許の審決取消訴訟や民事控訴事件等においては、新規性、進歩性の観点から特許が無効とされるべき旨を主張する際、特許文献は形式的

に課題等の項目が記載されているため動機づけに有効であること、出願日が明確であり公開情報であることなどから、特許文献を用いることが無効化に有効であると考えられる。一方で、実務においては特許文献以外の論文、書籍、製品、Web Page、カタログ等（以下、非特許文献と称する）を先行技術として用いざるを得ない場合もある。

当小委員会では、審決取消訴訟や民事控訴事件の裁判例を調査・分析することで、無効化における非特許文献と特許文献との比較や非特許文献の種類を数値化することを目的とした。さらに、これらの分析を基に、発明の技術的思想や課題等が明示されていない場合が多い非特許文献を用いて新規性や進歩性の観点から特許を無効化する場合の注意点や非特許文献の日付などの証拠の信憑性における注意点について考察し、非特許文献を用いる場合の実務者への提言を目的とし、検討を実施した。

【第3小委員会】

- (1) 無効の抗弁に関する研究（「大阪弁護士会とのコラボレーション研究」）

特許侵害訴訟（裁判所）の無効の抗弁による無効判断率（48%）は、特許庁の無効審判（32%）と比較して高く、当事者が同一で、訴訟と審判の無効判断が相違した事件を解析した。判断相違の主な理由は、証拠の相違であり、訴訟では手続的な制約が緩いためと考えられた。また、無効審判請求なく、侵害訴訟・無効の抗弁のみの事件が3割認められ、審判請求の有無のメリット・デメリットを考察し、審判・訴訟の戦略についてコラボレーション研究報告会にて研究成果を報告した。

- (2) 異議申立制度の有効活用に関する研究（「知財管理」誌投稿予定）

近年、異議申立件数は低下傾向であり、その要因解析の結果、異議申立後の全取消率の低下を認め、特に化学分野は顕著に低下した。化学分野ではサポート要件違反（Ⅰ・Ⅲ類）の取消率低下、と申立件数低下に強い相関を認めた。当該サポート要件違反を深掘りし、取消・維持

決定の判例から本制度の有効活用するための方策，権利者として異議申立後の取消リスクについて検討した。

(3) 拒絶査定不服審判の請求成立率に関する研究（「知財管理」投稿予定）

2021年の拒絶査定不服審判の請求成立率は77%と高い水準であり，権利化し易い傾向にある。本研究では請求成立率の低い分野（バイオテクノロジー）に潜む無効理由を分析した。当該分野では，拒絶査定不服審判で新たに29条又は36条違反を指摘され易いことが問題と考えられ，当該問題の回避策を考察し，請求成立率の上昇及び拒絶査定不服審判後の権利安定性について検討した。

【第4小委員会】

「特許活用戦略の研究」（中長期テーマ1年目）

オープン・クローズ，共創・協調，価値評価等といった様々な特許活用戦略が進められている。ビジネスマインドの強化とリーガルスキルの融合を図ることを目的として，実務者視点による特許活用戦略の研究を行っている。

2022年度は，(1)「コモディティ化した市場における特許戦略に関する調査研究」と，(2)「大企業とスタートアップ企業との協創（共創）支援に関する調査研究」の新たに2テーマを選定し，各テーマの成功事例に関する，特許を中心とした関連情報の調査・解析を行った。(1)に関しては，産業分野の一般素材や家電・文具等のコモディティ製品において，コモディティ化から脱却する目的で，差別化を図った特徴や技術をどのように保護し，維持していくかという観点で検討を進めた。(2)に関しては，成功事例をプレスリリースしているスタートアップ企業を選定し，大企業との共同出願特許を中心に，事業化と特許出願のタイミングをどのように図り，スタートアップ企業と大企業が有する，各々の技術内容をどのように棲み分けているかという観点で検討を進めた。

【第5小委員会】

「国境を跨いだ侵害行為への対応の研究」（「知財管理」誌投稿予定）

企業活動の国際化やITの普及により，発明の実施行為が国内に閉じない可能性が高まっている。例えば，特許発明の構成要素の一部のみを日本国外に置くことによって，日本特許の侵害を回避できてしまう可能性が懸念されている。そこで，このような国境を跨いで実施される行為を日本特許に基づいて保護する可能性について検討した。具体的には，国家管轄権や属地主義の原則に関する検討，「ドワンゴ対FC2事件」に関する検討，諸外国の判例の検討，および判決の強制執行に関する検討を行った。その結果，属地主義の原則を柔軟に解釈することにより，国境を跨いで行われる侵害行為を日本国特許の侵害として認める余地があるとの結論に至った。

また，「ドワンゴ対FC2事件」において知財高裁が実施した意見募集について検討を行い，当小委員会の検討結果に基づいてJIPA理事長から意見書が提出された。

なお，本テーマの検討に当たっては日弁連知財センターおよび大阪弁護士会知財委員会の弁護士の先生方に助言をいただいた。

6. 国際第1委員会

1. 委員会の構成

委員長，副委員長3名，委員27名，合計31名で構成した。期中に委員2名が退任したため，29名で終了した。委員を3つのワーキンググループ（WG）に分けて，それぞれにリーダーを指名した。リーダーを中心に各WGにて担当テーマの調査研究活動をした。

2. 委員会の運営

2～3ヶ月毎に全員が参加する全体委員会を開催した。正副委員長の会社紹介，情報共有，複数のグループによる情報交換を実施した。2月は各WGの成果を発表した。

3. 委員会活動の概要

(1) 東西地域別部会での発表

2021年度の活動成果に関して3件発表した。

①米国における機能的クレームの明瞭性に関する事例研究（7月）

- ②米国特許侵害訴訟における提訴前調査義務 (FRCP11) に関する事例研究 (8月)
- ③IPR後の特許無効化手段としての査定系再審査の検討 (10月)
- (2) 意見の提出
 - USPTOに対し2件の意見を提出した。
 - ①Re : JIPA Comments on the patent subject matter eligibility guidance (10月)
 - ②Re : JIPA Comments on USPTO Initiatives to Ensure the Robustness and Reliability of Patent Rights (1月)
- (3) 外部との意見交換
 - ①AIPLA日本委員会と国際第1委員会の調査研究テーマについて議論した。(9月)
 - ②JETRO主催のIP-PACに参加した。(12月)
- (4) 委員派遣
 - ①WIPO PJに1名派遣した。
 - ②AI研究会に1名派遣した。
- (5) 臨時研修の開催
 - ①J16「米国特許侵害訴訟マニュアル」に講師2名を派遣した。(10月)
 - ②J08「米国特許をうまく取得する方法」に講師2名を派遣した。(11月)
- (6) 外国特許ニュース
 - CAFC判決を毎月3件抽出し、判決の概要を知財管理誌の外国特許ニュースとして投稿した。
- (7) JIPAシンポジウム
 - 委員会紹介用のポスターを作成、展示した。
- (8) JIPA85年史
 - 国際第1委員会の活動内容をまとめた原稿を作成した。
- (9) 各WGにおける調査研究活動

【WG1】

テーマ「米国特許クレーム解釈の動向と実務上の留意点の改訂」

2014年12月から2022年2月までのCAFC判決約500件から、知財管理誌の外国特許ニュースに掲載された判決を中心に、クレーム解釈に関する77件を抽出して第3版に追加した。本資料では、クレーム解釈とはクレーム範囲を確定させるものとの立場で、Alice判決に影響を受け

た特許適格性に関する判決も含めた。この成果については第4版として資料が発行される予定である。

【WG2】

テーマ「SEP関連訴訟に用いられるSEPの傾向」

米国地方裁判所において標準必須特許(SEP)が関連した特許訴訟、及び訴訟対象となっているSEPの傾向を分析したところ、次のことがわかった。SEP関連訴訟は無線通信の技術分野で活発に行われていること、訴訟対象SEPは分割出願・継続出願が多いこと、特許権者は非実施主体が多いこと、SEP関連訴訟においてはIPR等の異議申し立てが積極的に行われていることである。この成果については論説として知財管理誌に掲載される予定である。

【WG3】

テーマ「米国における誘引侵害に関する判例の動向と実務上の留意点」

米国における間接侵害の形態の一つである誘引侵害が争われた特許侵害訴訟において、誘引行為及び侵害の意図並びに訴訟における立証行為について調査した。調査の結果、主に次のことが重要であるとわかった。特許権者としては、仕様書の記載を想定の上、仕様書と可能な限り同じ記載でクレームにすること、被疑侵害者としては、仕様書に特許用途に用いない旨を表示することと、積極的に非侵害の鑑定書を取得することである。この成果については論説として知財管理誌に掲載される予定である。

7. 国際第2委員会

(1) 委員会運営

2022年度の委員会活動は、委員長1名、副委員長2名及び委員13名の計16名で取組んだ。

2つの小委員会(欧州1つ、PCT1つ)を編成した。コロナ禍のため、原則としてTeamsを用いたウェブ会議での委員会活動を行ったが、10月以降は2か月に1回の頻度で計3回のハイブリッド会議を実施した。小委員会の開催頻度については各小委員会が必要に応じ設定し、月1回実施した。

2022年度も夏と春の国際合同委員会が中止となったため、委員会の中で成果報告会を実施した（3月）。

活動方針は、①グローバルに活躍できる知財人材となるための機会を提供する、②国内外への情報発信によりJIPA会員の知財活動に貢献する、とした。

(2) 小委員会活動

1) 第1小委員会（8名）

調査テーマとして、「欧州単一特許制度・欧州裁判所に関する調査・研究」に取り組んだ。

欧州単一特許裁判所（UPC）協定の発効および単一特許（UP）制度の開始を2023年6月1日に控え、単一特許制度への関心、期待は日々高まっている。

当小委員会は、欧州弁理士・裁判官との意見交換会や、各種セミナー等から得たUPおよびUPCの制度の最新情報をまとめ、想定活用事例から考え得るUPおよびUPCの活用方針を検討した。

具体的には、分割出願やUP／国内併存を考慮した出願戦略の検討や、複数の視点から見たオプトアウト戦略の検討等を行った。これらの検討結果は、知財管理誌に論説として投稿する。

2) 第3小委員会（7名）

調査テーマとして、「PCT出願言語の国際調査及び各国審査への影響」に取り組んだ。

日本特許庁を国際調査機関（ISA）に指定したPCT出願は、日本語または英語で出願可能であり、国際調査報告（ISR）はその国際出願の言語で作成される。しかし、国際出願の言語の違いが、国際調査報告の調査結果に与える影響は明らかになっていない。

当小委員会は、PCT出願の国際出願の言語ごとの国際調査及び各国審査を比較するために、日本語で出願されたPCT出願と英語で出願されたPCT出願のうち、日本、米国、欧州の3国を移行国として含む案件を各140件ずつ抽出し、その結果を解析した。

具体的には国際調査報告で引用される英語文献率・非特許文献率の国際出願言語との関係の

調査等を行った。その調査結果のまとめ及びその調査結果から得られた、出願言語毎のメリット・デメリットを踏まえた提言を知財管理誌に論説として投稿する。

(3) 対外会合・意見発信

当委員会では、担当範囲の知的財産制度改善に向け、担当範囲内の国や機関に対し意見発信を行った。②③④はコロナ禍の影響により、リモート（ビデオ会議）形式で行われた。①はハイブリッドで実施されたが、当委員会の参加は全てリモート形式であった。

①第15回PCT作業部会（10月）

②第16回PCT作業部会（2月）

③EPOとユーザーとの審査の品質に関する会議（SACEPO）（4, 6, 11, 2月）

④JPOとの意見交換（5月：PCT-MIAに関する意見交換会，9，1月：PCT作業部会に向けた事前意見交換会，3月：審査基準室との定期意見交換会）

⑤欧州裁判官&弁護士とのUP/UPCに関する意見交換会（9月）

(4) その他

1) 外国特許ニュース

欧州およびPCTに関する最新ニュースをチェックし、月2報のペースで外国特許ニュースを執筆し、知財管理誌に投稿した。

2) 論説投稿・部会発表

2021年度の調査成果として、①欧州特許庁の審査スピードと審査の品質に関する研究、②オランダ・フィンランド・ロシアの知財制度の研究、③PCT出願における国際調査機関の調査の品質に関する考察、を知財管理誌に論説として投稿し、上記①と③について部会発表を行った。

3) 研修講師

企業若手知的財産要員育成研修（定例T03コース）へ1名を講師として派遣した。

8. 国際第3委員会

1. 委員会の構成および運営

2022年度の委員会活動は委員長1名、副委員長（小委員長）5名、及び委員20名の計26名で

活動を行った。

2. 委員会の運営

調査研究は、5つの小委員会に分かれて実施する体制で運営した。対外活動は、委員長と副委員長（小委員長）を中心とし委員も参加する委員会を横断する体制で運営した。毎月定例で全体会議と小委員会活動を行った。各小委員会は、副委員長（小委員長）をリーダーとして活動を行った。上記の定例会議の他に、外部との意見交換会や、WIPO-PJとの連携WG等へ参加し、意見発信や情報収集を行った。

3. 委員会の活動概要

3.1 2022年度の活動方針

中国、韓国、台湾の主に特許に関する調査研究・対外活動を通じて、委員の知見の向上と、企業の知財活動へのフィードバックをミッションとする活動方針で行った。

3.2 各小委員会の活動

【第1小委員会】

中国の審査制度と審査の実態から見える効果的な出願方法に関する調査研究を行った。

調査研究は、中国の審査制度や審査傾向の実態を把握し、より積極的に特許を取得するために取り得る行動や手法を提言することを狙いとして、改正審査指南の審査官面接の制限の緩和による影響調査、外国出願人による優先審査制度の利用実態調査、中国の審査における先行技術調査と審査傾向の調査等を、会員企業と現地代理人へのアンケートも織り交ぜながら行った。

審査官面接は、審査指南の改正によって面接審査を要請しやすい環境となりつつあること、現地代理人としては電話面接の利用を勧めていること、等が分かった。

優先審査は、改正によって特定の条件を満たす場合には、推薦意見の提出が不要となり利用のハードルが低くなったこと、等が分かった。

先行技術調査と審査傾向としては、中国の審査では、先の日本の審査で挙げられた引例を挙げる事が多く、先の日本の審査で挙げられた審査結果と一致する場合もあること、等が分かった。

【第2小委員会】

中国第1国出願に関する調査研究中国での専利権活用に関する調査研究を行った。

調査研究は、中国第1国出願の利用実態を把握し、知財リスク対策や留意点を紹介することを狙いとして、中国第1国出願の実態調査、秘密保持審査制度への対応調査等を、会員企業と現地代理人へのアンケートも織り交ぜながら行った。

中国第1国出願は、業界によって利用に差があること、等が分かった。

秘密保持審査への対応は、出願前に発明が中国国内で完成されたか否かを明確にしておくことが重要であること、等が分かった。

【第3小委員会】

中国専利権の被行使に関する調査研究を行った。

調査研究は、中国専利権による日本企業への警告書や提訴の増加を受けてその対応を探ることを狙いとして、提訴を受けた際の抗弁の利用状況の調査等を、会員企業と現地代理人へのアンケートも織り交ぜながら行った。

抗弁の利用状況の調査としては、先使用権について関心が高かった。判例調査から、先使用権が認められるためには、出願日前の証拠を示す証明書類の提出が有効であること、そのために公証やタイムスタンプを通じて出願日前の証拠の事前の用意が有効であること、等が分かった。

【第4小委員会】

中国における専利権行使の実態調査及び権利行使時の留意点に関する調査研究を行った。

調査研究は、JIPA会員企業の中国権利行使の実態調査と中国権利行使における課題とその対策を提案することを狙いとして、権利行使の実態や課題の調査、訴訟準備や訴訟中の留意点の調査等を、会員企業と現地代理人へのアンケートも織り交ぜながら行った。

権利行使の実態や課題の調査からは、証拠収集や相手方との接触に関する課題があること、模倣が継続することの問題があること、等が分

かった。

訴訟準備や訴訟中の留意点としては、証拠調査に優れた代理人の選定が重要であること、権利行使前に権利の有効性の調査が重要であること、実用新案権の活用も検討すること、等が分かった。

【第5小委員会】

中国企業におけるSDGsに対する特許出願動向に関する調査研究を行った。

調査研究は、中国では、SDGsに対して企業に求める期待値が高く、それを満足するために中国企業がSDGsにどのように取り組んでいるのか読み解くことを狙いとして、特許出願の傾向の調査、特定企業の調査等を行った。

特許出願の傾向としては、中国各企業はメインの事業を中心にSDGsに関係する対応出願をし、WEBなどでアピールしていること、等が分かった。

特定企業の調査からは、特定業界の一部企業においてはHPでのSDGs等に関する記載が少ないこと、等が分かった。

【対外活動、その他活動】

対外活動は、委員会内での対応の流れを見える化して委員に活動の内容を把握できるようにした。活動は、委員長と対外窓口とし、正副委員長を中心として必要に応じて委員も参加する体制で、委員会を横断する体制で行った。

要望の整理は、委員に打診を行い、意見を集約して行った。

外部団体との意見交換は、整理した要望も参考にしながら行った。具体的には、2022年10月に特許庁との要望に関する意見交換（対面）、2022年10月に知的財産研究所主催の日中法制度・運用意見交換会（オンライン）、2022年12月に日中韓知財国際学術シンポジウム向けに録画でのコメントの提出（オンライン）、2023年1月にJETROソウルとの意見交換（オンライン）、等を行った。また、他の専門委員会が主催する意見交換へも参加した。

パブリックコメントについては、複数検討を行い、その中で、中国専利審査指南へ意見提出

を行った。

9. 国際第4委員会

1. 委員会の構成

2022年度の委員会活動は、委員長1名、副委員長3名、及び委員7名の11名体制でスタート。調査研究と課題提言とを2軸とし、無事に完走した。

2. 委員会の運営

- 2つの小委員会を立上げ、会員企業の関心度の高さと市場トレンド・変化とのバランスを考慮した下記テーマに沿って調査研究を推進した。

＜第1小委員会＞

ASEAN-6におけるDX関連発明の出願国選定と権利化に関する留意点の解明

＜第2小委員会＞

インドにおけるビジネスモデル関連発明の権利化最前線と権利化に向けた留意点の解明

- 会議スタイルは、メンバーの多様なワークスタイルを尊重し、原則、オンライン会議と対面会議とを組み合わせたハイブリッド形式を採用。また、コミュニケーション醸成と効率的な調査研究とを両立するため、情報共有やメンバー全体のディスカッションを主とする全体委員会と調査研究を進める小委員会とを切り分け、適宜開催した。

全体委員会：

理事会議事等の共有中心

（1回／月；1～1.5時間／回）

小委員会：

専門的な討議が中心

（1～2回／月；1～1.5時間／回）

- また、全体委員会では、各メンバーが講師となり、学びの時間を企画。各社の知財活動を紹介した上で、適宜意見交換を行い、実務スキル向上を図った。

3. 委員会の活動概要

(1) 2022年度の活動方針

昨年度に引き続き、①コロナ禍でも、現場実態に基づく最新の運用実態の把握、及び②鮮度

の高い情報を旬の高いうちに発信することで、JIPA会員企業の皆様の知財活動に貢献する、という2点を掲げ、外国特許ニュースの積極的な投稿や、調査研究を行った。また、調査研究では、小委員会ごとに、調査研究を通じて何を解明し、会員企業の皆様にお届けするのかを、「こだわり」として明確化し、この「こだわり」に立ち返りながら、一年間を通じて活動を行った。※以下の活動紹介では、各小委員会の「こだわり」をタイトルとして記載する。

(2) 各小委員会の活動

●第1小委員会

『法制度／ビジネスの両面から見たDX関連特許保護の「今」を発信します!』

近年、DX化の波は世界規模で加速する中、ASEAN-6でもDX関連ビジネスの発展が目覚ましい。適切にビジネスを展開するためには、ビジネスに関する技術やサービスが、適切に特許として保護されることが望まれるものの、ASEAN-6において、DX関連特許保護の実態に関する情報は決して多いとは言えない。そこで、第1小委員会では、日本企業が出願戦略を立案し、権利化を推進する際に役立つ情報の提供を目的として、IPランドスケープと法制度状況とを組合せながら、法制度／ビジネスの両面からASEAN-6でのDX関連特許を取り巻く実態を明らかにし、出願国選定と権利化に関する留意点について検討した。本調査研究では、ASEAN-6に対してDX関連特許の出願実績がある企業や有識者の方々との間で複数回のヒアリングを実施し、最新の運用実態や課題の把握に努めた。研究成果は、知財管理誌へ投稿予定(2023年5月入稿予定)。

●第2小委員会

『インドにおけるビジネスモデル関連発明の今をお届けします!』

世界規模でDX化が進み、ソリューションビジネスを想定した研究開発が活発化する中、ICTを活用した新たなサービスが創出される分野も拡大している。また、このようなDX化の加速を受け、欧米を中心に各国で、ビジネスモ

デル(BM)関連出願件数が増加している。ユニコーン企業の増加など、インドでもDX化の動きやソリューションビジネスの拡大が目覚ましいが、インドでは、ビジネス方法そのものは特許権が認められていない(インド特許法第3条(k))。そこで、インドにおけるBM関連発明の権利化に関する最新実態と権利化に向けた留意点について検討した。本調査研究では、インド現地代理人と対面会合やアンケートを行い、積極的に最新運用実態の把握に努めた。研究成果は、知財管理誌へ投稿予定(2023年7月入稿予定)。

(3) 意見発信・対外会合等

JIPA専門委員会やJPO、JETROなどの外部専門機関とも連携し、積極的な意見発信や対外会合を仕掛け、最新実態の把握、及び積極的な各国知財法のさらなる改善／適正化を行った。また、本年度は、グローバル模倣品対策PJと連携し、JIPAとして初めてJETRO5極(ニューデリー、シンガポール、バンコク、デュッセルドルフ、サンパウロ)の知財担当者の方との間で対面会合を開催し、1エリアに留まらず、グローバル視点で、最新の知財運用実態把握及び課題提言を試みた他、タイ・ベトナムへ訪問団を派遣し、実際に現地へ足を運び、例えば、日-ベトナムPPH受付上限数の緩和等、日本企業の課題認識を発信し、法改正の改善に向けた取り組みを実現した。

- ①「インドにおける新特許実施報告書(新Form27)提出に係るユーザー対応実態調査報告書」の発行(5月;JETROニューデリー、インドIPG連携)
- ②JETROニューデリー・インドIPG国際第4合同会合(5月)
- ③マレーシア知的財産公社(MyIPO)実務者意見交換会(5月)
- ④JPO宛「中東での知財制度・運用などに関する課題認識」の共有(5月)
- ⑤シンガポール知財庁(IPOS)実務者対話(9月)
- ⑥JPO宛「東南アジア諸国での権利化手続きに

関する課題認識」の共有（9月）

- ⑦JIPA賛助会員インドK&Sとの意見交換会（11月）
- ⑧タイ知財庁意見交換会（11月）
グローバル模倣品対策PJと合同開催
- ⑨JPO審判部宛「国際知財司法シンポジウム」に向けた要望発信（11月）
- ⑩JPO情報技術統括室宛「途上国におけるITインフラへの要望」発信（11月）
- ⑪JETRO 5極-JIPA合同会議（12月）
- ⑫タイ・ベトナム訪問団（2023年2月）グローバル模倣品対策PJと合同開催
- ⑬JPO審査基準室・品質管理室との第31回意見交換会（3月）

(4) その他

担当エリアにおける最新の知財ニュースや新たな兆しの発信を目的として、外国特許ニュースを執筆し、15件を寄稿した（投稿予定含む）。

＜主な外国特許ニュース＞

- ・米国通商代表部（USTR）発行
2022年度版US Special 301条から読み解く最新の監視状況（12カ国）
- ・World Intellectual Property Indicators 2022に基づくWIPO統計からみた、ASEAN・中東・インド・オセアニア諸国の最新特許出願・権利化状況（9カ国）
- ・インドにおけるイノベーションの最新状況

10. 医薬・バイオテクノロジー委員会

1. 構成及び運営

2022年度の医薬・バイオテクノロジー委員会は、委員長1名、委員長代理1名、副委員長6名、第1小委員7名、第2小委員6名、第3小委員5名、CBD対応WG6名の計25名で構成した。年度の途中で3名の退会があり、最終的には委員長1名、委員長代理1名、副委員長5名、第1小委員7名、第2小委員6名、第3小委員3名、CBD対応WG5名の計22名となった。

正副委員長会議並びに第1から第3小委員会までの各小委員会及びCBD対応WGは原則毎月定期開催し、年9回（4月、6月、7月、9月、

10月、11月、12月、2月、3月）の全体委員会も開催した。

2. 活動の概要

2022年度もCOVID-19感染症の影響下、Web会議又はハイブリッド会議を中心とする委員会活動であったが、徐々に対面活動の復活の兆しがみられてきた。

(1) 前年度の繰越

前年度の繰越（旧第1小委員会テーマ）として、「次世代バイオテクノロジー関連ビジネスにおける特許戦略」を2022年12月の東西部会で発表し、知財管理誌への投稿を準備中である。

前年度の繰越（CBD対応WGテーマ）として、「DSIと知財との関係」を2023年2月の東西部会で発表した。同テーマは知財管理誌2022年1月号に投稿済みである。

(2) 特許庁等との意見交換会

①特許庁審査基準室から、WIPO標準ST.26（配列表の新標準）への移行についての説明会（6月6日）

②WIPO SCPの事前準備（8月22日）

③中韓台要望にかかる国際政策課との意見交換（10月11日）

(3) 意見要望書等の提出

①中国国家薬品监督管理局（NMPA）宛てに、中国「医薬品管理法实施条例（意見募集案）」についてのコメントを提出（6月9日）

②JPO国際政策課宛に、中韓台要望を提出（8月8日）

③JPO国際協力課宛に、（ブラジル）日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会に関連する要望を提出（8月30日）

④WIPO SCP（Standing Committee on the Law of Patents）／34th sessionにおけるStatement発表（9月27日）

⑤JETROソウル宛てに、韓国向け要望の提出（11月1日）

⑥CNIPA条法司宛に、中国CNIPA「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」に対する意見を提出（12月15日）

⑦台湾經濟部智慧財産局（TIPO）との意見交換

会のJIPA側出席者に意見を提出（1月27日）

(4) 外部団体との意見交換会

①日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会との意見交換会をハイブリッドにて開催（12月2日）。当委員会から「マイクロバイオームを中心とした、第三小委員会の取り組み」及び「医薬・バイオテクノロジー分野におけるビジネスエコシステムに関する研究」を説明し、意見交換した。また、先方から「再生医療製品の特許保護と標準化について」、「バイオベンチャー発のバイオ知的財産についての調査、研究及び提言」及び「特許性の国際比較（AI診断発明）」が説明され、意見交換を行った。

②JETROソウルとの意見交換会に参加（1月20日）

(5) 委員派遣等

①WIPO PJ WIPO WGに委員長を派遣。

②WIPO有識者連携PJに委員長を派遣。

(6) 東西部会発表

前記（1）「前年度の繰越」以外の報告なし。

(7) 知財管理誌投稿

前記（1）以外に、CBD対応WGが「生物多様性のいろは」を知財管理誌に投稿準備中。

(8) 委員会活動

【第1小委員会】

「医薬・バイオテクノロジー分野におけるビジネスエコシステムの知的財産に関する研究」（最終年）

第1小委員会では、医薬・バイオテクノロジー分野のビジネスエコシステムの現状および課題の紹介、ビジネスエコシステムを成功させるための手段の提言を目指している。

2022年度は、前年度プラットフォームへのインタビューにより挙げた、事業会社とスタートアップとのマッチングを成功させるための4つの課題、①ノンコンフィデンシャルでの情報の開示方法、②事業会社とスタートアップとのマッチングに適したマクロ動向分析、③事業会社のデューデリジェンスでのプラスの評価指標、④スタートアップの知財戦略、について調

査を行った。

前記①の調査では、スタートアップ等へのインタビューから、事業会社はどのような目的で情報を必要としているかを開示することが重要であることが明らかになった。事業会社目線での既報論文と現場での事例とに違いがあることから、現状に適したよりよい情報の開示方法を検討中。

前記②の調査では、事業会社とは異なり、インタビュー等からスタートアップは継続的にマクロ動向分析を行うシステムがないことが明らかになった。スタートアップの限られたリソースで効率よくシステムを構築するための手法について検討中。

前記③の調査では、外部団体からの評価や成果物の創出を一定頻度で行えるスタートアップは事業会社と提携する確率が高いとの仮説を立てた。現在、この仮説の統計学的有意差が得られるか検討中。

前記④の調査では、出願から上市までのリードタイムを短くするために、出願後のプレスリリースや学会等による外部連携先への出願内容の開示が重要であるとの仮説を立てた。現在、この仮説の統計学的有意差が得られるか検討中。

今後、ビジネスエコシステムの現状、プラットフォームへのインタビュー結果、および4つの調査結果をまとめ、知財管理誌への論説投稿を行う。

【第2小委員会】

「近未来医薬バイオ技術（ウェアラブル×ヘルスケア、ナノテクノロジー×バイオ・ライフサイエンス分野、治療でのDX等）に関する知財研究」（2年目）

第2小委員会では、近未来医薬バイオ技術の将来展望、及び、知財の観点からみた課題提言を内容とした2023年度の論説化を目指している。2022年度は研究テーマ候補を以下の3つの技術分野（①新しいモダリティ、治療法についての知財保護について、②デジタル医療関連技術及び法制度の調査、③人工臓器、埋め込みデバイス、失われた機能を補う新規モダリティ、

特に医療機器（人工感覚器）の製品保護戦略について）に絞り込みを行い、それぞれの技術分野の概要把握および論説での論点となり得るポイントをまとめている。

各技術分野により論点となり得るポイントは異なり、例えば、①については特許侵害の判断等、②についてはプログラム医療機器に関する法制度等、③については製品保護戦略等が現在想定されている。

【第3小委員会】

「次世代技術（エクソソーム治療薬及び／又はマイクロバイーム）の出願や各国の審査状況に関する研究」（1年目）

第3小委員会では本年度より中長期テーマとして次世代技術（エクソソーム治療薬及び／又はマイクロバイーム）の出願や各国の審査状況に関する研究を開始した。エクソソーム治療薬とマイクロバイームの基本的な技術理解から始め、比較的製品開発が進み、情報の蓄積があると見込まれるマイクロバイームを中心に検討を進めることにした。現時点では、マイクロバイームに取り組むスタートアップの製品パイプラインや特許ポートフォリオについての情報を収集したところである。2024年度の論説化に向けて、2023年度は、これまでに集めた情報を軸に調査・検討を行い、課題の抽出等を行うとともにエクソソーム治療薬の情報のアップデートも併せて行う予定である。

【CBD対応WG】

「CBD対応WG（中長期テーマ）：生物多様性条約（CBD）と知的財産制度との関係に関する研究と意見提言」（中長期テーマ）

CBD対応WGでは、主にWIPO IGCにおける特許等出願書類への遺伝資源およびそれに関する伝統的知識の出所開示に係る「国際的法的文書」議論の検討、および生物多様性条約締約国会議（COP15）におけるDSI（デジタル配列情報）の利益配分に係る議論の情報収集および事業活動や知財活動への影響について検討を行ってきた。

WIPO IGCの議論では、WIPOでの議論状況を確認するとともに、特許庁と特許庁のスタン

ス等について意見交換を行った。COP15におけるDSI議論に関しては、COP15に向けた種々の会議の情報収集を行うとともに産業界の意見をとりまとめているJBAとCOP15に向けたDSIの議論の状況と日本のスタンスに関して意見交換を行った。また、生物多様性について会員の皆様にも理解いただけるように「生物多様性のいろは」としてまとめることとし、文書の作成を進めている。なお、WIPO IGCの議論についてWIPO総会にて「知的財産、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する国際的法的文書」を採択するための外交会議を2024年までに開催する」ことが「遺伝資源の出所開示」を積極的に進めたい国々の強硬的ともいえる手段で異例な形で採択されたことから、今後この動向についてフォローしていく。

(9) その他

①JIPA85年史の原稿を執筆した。

②【ポスターセッション】

第22回JIPA知財シンポジウム（2023年2月28日開催）においてポスターセッションに参加した。

③【WIPO SCP】

2022年9月26日～30日にかけてGeneveで開催されたSCP/34にWeb経由で参加し、「Patent and Health」のパートで産業界の意見（Statement）を述べ、JIPA HPにて参加報告を行った。
(http://www.jipa.or.jp/katsudou/kokusai_katsudou/220930_wipo_scp.html)

11. ソフトウェア委員会

1. 構成及び運営

2022年度の構成は委員長1名、委員長代理（小委員長）1名、副委員長（小委員長）4名を含む計26名で、4つの小委員会を設け活動を推進した。全体会を4月（キックオフ）、10月（中間報告）、及び3月（最終報告）に開催し、小委員会を、第1小委員会12回、第2小委員会11回、第3小委員会10回、第4小委員会11回、第5小委員会10回、それぞれ開催した。2022年度は、第1小委員会は委員会内の知見共有と事例

検討および、CNIPA専利審査指南改正草案に対する意見募集対応を中心に活動し、第2～第5小委員会は論説を知財管理誌に投稿する方向で活動した。

2. 各小委員会の活動概要

2. 1 第1小委員会

テーマ：「各国のソフトウェア知財制度に関する調査・研究」

中国、韓国、台湾のソフトウェア関連発明について、AI、ブロックチェーン、ビッグデータなど主要なソフトウェア技術に焦点をあてて発明該当性、進歩性を中心に権利化の方法を調査・研究した。特許事務所により作成・公開されている解説資料や各国特許庁の審査ガイドラインに収録されている仮想審査事例を用いて、各国の審査の特徴や日本の審査との違いを検討した。

韓国、台湾の審査は日本の審査と比較して考え方が近い印象であることが確認された。一方中国では、保護適格性と進歩性の基準が日本とは異なっており、ケースによっては異なる結論（登録か拒絶か）となることが確認された。上記の検討結果は資料にまとめて調査研究の成果物として委員会内で共有する予定である。

2. 2 第2小委員会

テーマ：「ソリューションの保護と知財に関する調査・研究」

自社技術と他社技術とを融合して、人・もの・情報を使いながらお客様の課題を解決するようなソリューションビジネスにおいては、自社技術と他社技術との融合であるが故に発生しやすい権利関係の問題、お客様の課題が特有であるが故に個別具体的な発明になりやすいという権利範囲の問題、そして製品ライフサイクルが短いという性質に起因する権利維持の問題など、いくつか知財活動を行う上で実務面の難所があった。そこで本研究では、ソリューション領域において権利活用が成功していると思われる企業にフォーカスし、それら企業の保有特許を分析し傾向を把握することで、上記の問題点が生じにくい出願戦略を検討した。本検討結果については、論説にまとめている段階であり、

執筆が完了次第、知財管理誌に投稿予定である。

2. 3 第3小委員会

テーマ：「想定外の形態にも対応し得る将来を見据えたソフトウェア特許クレームのポイント」

発明の効果を発揮するための最小限の構成で請求項を作成することは、より良い特許権を取得するための基本である。一方で、現実的にはどこまで請求項を広げられるか、本来不要であったはずの限定を確実に外せるか、は難しい問題である。

いわゆるソフトウェア特許と呼ばれる分野では、技術の進歩等が速く、侵害訴訟等、実際に特許権を使用するタイミングでは、特許出願時には想定できなかった態様で実施されることも多い。そこで本研究では、この想定外の態様による影響を防ぎ、将来に渡っても権利行使可能な特許権を取得するための観点の検討を行いまとめた、請求項作成のための注意点を紹介する。本研究結果については、論説にまとめている段階であり、執筆が完了次第、知財管理誌に投稿予定である。

2. 4 第4小委員会

テーマ：「日本でのDAOの設立・運営における知財・法的側面からみた課題と提案」

近年、DAO（Decentralized Autonomous Organization：分散型自律組織）と呼ばれる組織形態が注目を集めている。DAOの特徴は2つある。1つ目は組織としての意思をメンバーの投票によって決定する点である。そして、2つ目は当該投票の結果を施策の実行を、コンピュータプログラムとしてコード化されたルール（スマートコントラクト）によって実現している点である。DAOはこの特徴により、透明性のあるプロセスによってメンバーの意志を組織の意志に反映することが可能となっている。

この特性から、共同投資のためのオンラインコミュニティ等、組織運営に高い透明性を要するケースを中心として、これまでに多数のDAOが設立・運営されている。

本研究ではDAOについて多角的な視点から

現状分析と課題抽出を行った。また、業務提携を目的としたDAOを日本において設立・運営を行うモデルケースを作成した。そして、前述の分析・課題抽出を踏まえ、知財・法的側面を中心に、当該モデルケースにおける課題及びその解決案を検討した。

本検討結果については、論説にまとめている段階であり執筆が完了次第、知財管理誌に投稿予定である。

2. 5 第5小委員会

テーマ：「データの利活用に関する調査・研究」

IoTやAIといった技術革新に伴い、昨今、ビジネスにおけるデータの重要性が飛躍的に高まっている。これを踏まえ、本研究では、データを取り巻く環境、法的保護の状況や管理上の注意点を整理した上で、データ関連取引における契約上の注意点を仮想事例に基づき検討し、更には昨今欧州で検討が進められているGAIA-X等のデータプラットフォームの動向等についても調査検討した。本検討結果については、論説にまとめている段階であり、執筆が完了次第、知財管理誌に投稿予定である。

3. その他の活動状況

3. 1 委員派遣等

(1) AIPPIコンピュータソフトウェア特許研究会

「AI関連発明の発明者認定」に関する研究会に計4名の委員が参加した。また2022年度ソフトウェア分野で関心度の高かった「ドワンゴ vs FC2特許権侵害訴訟事件」に関する研究会には計6名の委員が参加した。

(2) 令和元年度審査応用能力研修2

特許庁審査官向けの研修の「討論2」へ委員ご紹介による委員外の2名を派遣した。企業側の参加者として特許庁審査官と討論を行った。

(3) JIPAシンポジウム

WG活動を紹介するポスターを作成した。

3. 2 外部連携

特許庁審査第四部法便CSWG各位との意見交換会を実施(10/30)。ソフトウェア委員会からは、伊藤常務理事、横山委員長、高橋小委員長が出席し、AI関連発明の出願動向、欧州特許

庁とのソフトウェア関連発明に関する比較研究、AI関連発明の調査および審査、諸外国の知財制度、審査実務等について活発な意見交換を行った。

12. 著作権委員会

1. 構成及び運営

2022年度委員会は委員長1名、副委員長5名、委員17名、合計21名の構成であった(途中増減あり)。

毎月1回の定例委員会をWeb会議形式で実施した(8月は夏季休会)。定例委員会は原則として2部構成(全体委員会及びチーム別活動)とし、前半の全体委員会は委員会全体での活動とし、後半のチーム別活動はテーマごとに、国内外政策チーム・新技術チーム・リーガルナレッジマネジメントチームの3チームで活動した。

2. 委員会の活動

(1) 全体委員会(著作権政策・立法動向等の把握分析等)

著作権法に関する政策・立法動向等を把握し、検討が進む事項についての理解と問題意識を委員会で共有することで、参加委員の専門性をさらに強化し、所属企業内の実務に活かすことを目指して活動を行った。

具体的には、①国内外政策チームの委員が輪番で、関係会合(文化庁文化審議会著作権分科会各小委員会等)を傍聴しその内容を全体委員会にて発表、それに基づく意見交換を行った。また、②国内外の最新の著作権法やコンテンツビジネスに係るトピックについて、新技術チーム、及びリーガルナレッジマネジメントチームの委員が調査研究した結果を解説・意見交換を行うことで委員の理解深度化を図った。

(2) チーム別活動

上述の通り、国内外政策チーム、新技術チーム、リーガルナレッジマネジメントチームの3チームを組織した。各委員には可能な限り希望のチームに所属してもらい、年間を通じてチームで設定したテーマを主軸に活動を行った。各チームの活動概要及び活動成果は以下の通りで

ある。

【国内外政策チーム】【新技術チーム】

国内外政策チームは、「著作権基本政策、法制度の動向調査研究」をテーマに7名で活動した。文化審議会での検討が進む「DX時代に対応した著作物の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る基本政策」等につき、デジタル政策PJと連携して施策検討を行った。

新技術チームは、「新技術によるイノベーションが著作権法に与える諸問題の調査・研究」をテーマに5名で調査研究を行った。また、ヤマハ(株)イノベーションロード見学を企画し、楽器や音楽コンテンツの変遷を振り返るとともに、時代に即する著作権法の在り方につき検討を行った。

加えて2022年度は、国内外政策チームと新技術チーム共同で、デジタル・アナログイコルフットディングを切り口に、企業における実務視点に加え、急速に進行するデジタル化の渦の中における著作権のあるべき姿について具体的な考察を進め、論説「現実空間と仮想空間・デジタル空間における著作権法の働き方の比較」を執筆した(知財管理誌に3月入稿済み)。

【リーガルナレッジマネジメントチーム】

「企業の著作権関連教育、研修活動に資する調査研究」をテーマに8名で活動した。

2022年度は、JIPA著作権研修「入門コースオンデマンド配信(2022年6月,11月)」の研究テキストの確認を行った上で、講師派遣(収録されたものをオンデマンド配信)を行った。

また、2021年度に作成した、法務・知財部門以外の方向け「著作権実務ヒヤリハット事例集(全47事例)」を、法務・知財部門の方向けに法的構成や実務対応を研究し、論説という形に再構築した(知財管理誌に1月入稿済み)。

3. 他委員会等との連携等

(1) 欧州訪問代表団への委員派遣(フェアトレード委員会合同)

WIPOプロジェクト等と連携し、フェアトレード委員会と合同でデータ法制等の意見提言のための欧州訪問代表団派遣を行った(ブ

リュッセル,ルクセンブルク,ジュネーブの3ヶ国に12月5日から9日まで)。実績概要についてはWIPOプロジェクトで発表を行い(1月),詳細内容については論説を執筆した(知財管理誌に3月入稿済み)。

(2) デジタル政策プロジェクトとの連携

パブリックコメント対応等の政策提言活動については同プロジェクトを中心に活動した。委員会から数名プロジェクトメンバを兼任し、プロジェクトと委員会活動の連携を担った。

(3) JIPA85年史記事の執筆

2011年から2022年までの歴代委員長(7名)にご尽力頂き、当時の法政策や委員会活動を振り返り原稿執筆を行った。

13. マネジメント第1委員会

1. 委員会の構成と運営

2022年度のマネジメント第1委員会は総勢42名で組織され、委員長を除く41名で4つの小委員会を構成して調査研究を行った。各小委員会は原則1ヶ月に1回の小委員会を開催して各研究テーマの調査・研究を行い、同じく1ヶ月に1回の頻度で開催する正副委員長会議で、委員会活動の方向性の調整と確認を行った。6月には、マネジメント第2委員会と合同で全体会議(ハイブリッド方式)を開催し、各小委員会のチームビルドを行うと共に、研究テーマの方針を発表し、マネジメント委員会全員で議論を行った。また3月には、マネジメント第2委員会と合同で最終全体会議(ハイブリッド方式)を開催し、1年間の研究成果を報告した。2023年度は新型コロナウイルス感染が継続したため、小委員会、正副委員長会議および全体会議はすべてハイブリッド方式で開催した。

第1小委員会は、齊藤小委員長および深江小委員長補佐と9名の委員で「企業価値向上に資する知財マネジメント～投資家との対話に向けた知財部門のあり方～」をテーマとして調査・研究を行った。近年、知財・無形資産は競争力の源泉として、より重要な経営資源と認識されるようになり、改訂コーポレートガバナ

ス・コードにより、知財投資・活用戦略の見える化や外部発信の要請は高まっている。その一方で、知財情報の開示・説明をどの水準まで行えばよいか、企業側の開示が投資家の評価に繋がっていないなど課題を感じる企業は多い。本研究では知財ガバナンス・ガイドラインの取り組み先進企業および機関投資家を始めとする様々な外部専門家へのヒアリング・意見交換を行い、企業と投資家との建設的な対話を通じて、企業価値向上に資する知財情報を活用した情報開示の在り方、組織体制の在り方について提言すべく、1年間活動を行った。

第2小委員会は、清水小委員長および藤村小委員長補佐と8名の委員で「まだ間に合う！参入が遅くても知財で事業に勝つ方法」をテーマとして調査・研究を行った。事業や製品・サービス、ビジネスモデルの短命化がますます加速し、これまで会社の屋台骨を支えていた事業の業績が急激に悪化して危機に瀕することも日常茶飯事となった。企業としては新規事業開発を行うことが急務であるが、新たな市場を発掘し、スピーディーに参入することは決して容易ではなく、先行者によって枠組みがある程度整った市場への後発参入を図ることも選択肢のひとつとすることは一定の意義があると考えられる。本研究では、このような事業環境を背景に、後発参入を成功に導き、事業貢献するために知財部門が発揮すべき機能や在りたい姿を提言すべく、1年間活動を行った。

第3小委員会は、大関小委員長および五嶋小委員長補佐と9名の委員で「お役に立ちます！様々なステークホルダーへ向けた知財活動に関する研究」をテーマとして調査・研究を行った。ステークホルダーとの対話の重要性が高まる中、従来から対話の重要性が認識されてきた投資家・顧客・社会等に限らず、社会的要請の変化を踏まえ、知財施策との関係性において対話が必要となるステークホルダーが社内外に新たに登場している。そこで、ステークホルダーエンゲージメントにおける対話優先度の把握手法（「影響度と関心度によるマトリックス分析と判

定基準」）が適用可能であるとの仮説の下、業種業態を超えて利用可能な「自社の知財部門からみて対話の重要性が高いステークホルダー」を特定するフレームワークを研究した。また、現状は知財への関心度は薄いものの、関心度を高めることで自社のメリットとなり得るステークホルダーとの対話の在り方についても考察を進めた。これらの研究をもとに、社会的要請の変化を踏まえ、知財に関連する施策において新たに対話が必要となるステークホルダーの特定手法と、対話目的に応じた対話の在り方について提言としてまとめる予定である。

第4小委員会は、岡小委員長、佐藤小委員長補佐と8名の委員で「三方よし」を実現する知財マネジメントとは？～Good for Everyone in IP Managements～」をテーマとして調査・研究を行った。近江商人の経営哲学として知られる「三方よし」は、商売に赴いた先の国々の人々の幸せを優先して高い利益を望まず自分本位の欲望は抑えるべき、との考えに基づいており、自社の経営理念として組み込む企業も多い。本研究では、自社（売り手）、他社（買い手）、世間（利用者）を「三方」とする場面を想定して、「三方」で異なる「よし」を実現するための方針や「三方」間の障壁を越えるために取り組むべき課題、かかる方針や課題に対する知財部門の関与・役割について仮説を検討した。この仮説の検証を行うために「三方よし」実現に向けた活動が感じられるマネジメント委員会参画企業7社に対してヒアリングを行い、ヒアリング結果から「三方よし」の実現を図るうえで注目した点や、知財部門から柔軟かつ能動的に働きかけるためのスキルについて考察した。三方よしの観点から自社事業を見つめ、自社利益確保と他社・世間の課題解決とのバランスを意識した知財活動の実践を呼びかけ、提言とする予定である。

2. 各小委員会のテーマ概要と活動内容

2.1 第1小委員会

(1) テーマ名「企業価値向上に資する知財マネジメント ～投資家との対話に向けた知財

部門の在り方～」

(2) テーマの背景

企業価値の源泉は有形資産から無形資産にシフトしており、知的財産への投資・活用戦略が企業の競争力に大きな影響を与えている。さらに2021年にコーポレートガバナンスコード（以下CGC）が改訂されて「情報開示の充実」「取締役会の役割・責務」の各パートに知的財産に関する補充原則が追加され、中長期的な観点で知財投資・活用戦略の開示の重要度が増している。これを受けて企業はさらなる取り組みを強化するものの、依然投資家からは情報の開示不足が指摘されている。そこで本研究では、企業と投資家の建設的な対話実現に向けて、企業の投資・活用戦略が投資家から適切に評価されるために、知財情報が投資家にどのように映り、受け止められ、投資判断に用いられているかを投資関係者へのヒアリングを通じて明らかにするとともに、企業の知財・無形資産の投資・活用の効果的な情報開示の在り方、持続的な企業の成長に繋がる投資家との対話実現に向けた組織体制等の知財マネジメントについて調査・検討を行った。

(3) 活動内容

- 4月～6月：企業の情報開示の手法と課題、知財評価に関する調査を実施した。
- 7月～9月：マネジメント委員会所属企業にアンケートを行い、先進的な取り組み企業を抽出してデスクトップ調査を実施した。
- 10月～12月：先進的な取り組み企業へのインタビューおよび機関投資家・個人投資家・コンサルティング会社等にヒアリングを実施し、企業の情報発信および知財に関する情報活用の在り方、有効な発信を実現するための課題について分析・検討を行った。
- 1月～3月：上記検討に基づく提言内容のまとめと論説の執筆を行った。

(4) 活動報告

まず、CGC改訂の背景を理解したうえで、企業と投資家との建設的な対話実現に向けた情報開示に関する課題について議論するとともに、企業の取り組み実態のアンケート調査を実施した。この調査に拠ると先進的な企業は、投資家向けに知財情報を活用するなど工夫した情報開示を実施しているものの、投資家からの情報開示内容および効果に対するフィードバックや手応え不足を感じていることが分かった。そこで我々は、IR情報等の企業側からの開示情報を評価する投資家へのヒアリングを実施することとした。これにより、知財を含む企業の情報開示に対する評価実態、今後企業側に期待することなどを理解し、企業価値向上に資する情報開示と知財情報の在り方について考察した。本来の企業価値（本源的価値）を価値評価に結びつけるためには、知財戦略がいつ、どこで結果に結びつくのかという裏付け情報として企業の成長戦略（勝ち筋）と、そこに至るまでのストーリーラインに沿ったアウトプットであることが重要となる。併せて、リスク管理の側面から事業のノックアウト・ファクターに対する手当てなど知財ガバナンスも欠かせないことを理解した。加えて、経営層が自らの言葉でこれらを語り実現していく姿勢も、投資家視点では非常に重視されていることもわかった。以上のことから、投資家からのフィードバックを経て改善を重ねるなど継続的な対話を行う体制作りと、知財部門とIR部門に留まらず、取締役会との情報共有体制の構築が重要になるのではないかと考察した。これらの議論を踏まえ、企業と投資家との建設的な対話を通じて、企業価値向上に資する知財マネジメントについてまとめ、論説として2023年度の知財管理誌に掲載予定である。

2. 2 第2小委員会

- (1) テーマ名「まだ間に合う！参入が遅くても知財で事業に勝つ方法」
- (2) テーマの背景

製造業を中心に強いビジネスを展開してきた日本企業だが、近年の新興国の技術水準の向上や製品サイクルの短命化、プラットフォームビ

ジネスなどといった新たなビジネスモデルの台頭により、短期間で業績が悪化し、経営危機に陥るといったことが生じているのが現状である。時代の転換点にあたり、企業においては新規事業開発を行うことが急務となっているが、先行者として新たな市場を発掘し、スピーディーに参入することは決して容易ではない。先行者によって枠組みがある程度整った市場への後発参入を図ることも選択肢のひとつとすることは一定の意義があると考えられる。本テーマでは、国内外の後発参入事例を収集し、分析・考察を重ねることで、後発参入を成功に導き、事業貢献するために知財部門が発揮すべき機能や在りたい姿を提言することとした。

(3) 活動内容

2022年度は、コロナ禍の影響も遠ざかり、多くの現地参加による活動が行えた。活動としては、4月～6月は本テーマの方向性を検討し、各委員の課題感や興味・関心の確認、検討ポイントに対する意識合わせを行った。7月～12月は事例の収集や分析、1月～3月は上記検討に基づく提言をまとめ、論説執筆を行った。

(4) 活動報告

最初に、なぜ後発参入が必要か、その目的や意義について議論し意識の共有を図った。これを踏まえ、本テーマにおける後発参入の定義を「先発商品・企業が存在する市場に後から参入すること」と置き、必ずしもトップシェアを獲得する必要はなく、市場に定着したことを以て「後発参入成功」、参入ならず撤退した場合を「後発参入失敗」とした。この定義に沿って、主にデスクトップ調査により後発参入事例を収集し、これらについて業種（B2B/B2C）、後追い部分（市場/ニーズ/製品）参入時期（導入期/成長期/成熟期/飽和期/衰退期）、主な成功要因（技術/ブランド/資金/価格等）などの切り口から分析した。

収集・分析した後発参入事例のうち、知財が後発参入を助けた事例について「後発イノベーションを起こすポイント」に参考に次の3つのパターンに分類した。1. 自社の技術的な強み

を活用した後発参入、2. 外部資産活用による後発参入、3. ブランドの知名度を活用した後発参入の3パターンである。このパターンごとに、市場調査、事業企画、設計開発、市場投入の各事業フェイズにおける知財活動を整理した。この結果、いずれのパターンにおいても事業フェイズの上流（市場調査、事業企画）で知財調査を中心とした積極的な活動が重要であることが分かった。パターン1. 自社技術活用では特に顧客への訴求ポイントを先取りするような権利取得が有効であると考えた。すなわち、先発参入においては極力広い権利範囲を押さえようとするのに対し、後発参入では先発品との差別化要素の権利化に注力することが肝要であるとした。また、パターン3. ブランド活用では、市場調査フェイズ（検討の初期段階）で当該後発参入による既存ブランドの棄損リスクを検討することも重要であると考察した。パターン1～3に共通して、市場投入時には知財情報を活用した営業広報活動を行い、市場にアピールすることが成功確率向上に有効であるとした。こうした活動を安定的に実施できる知財部門として、人財・スキル・組織・情報（リソース）・社内外連携の観点からポイントをまとめた。

今後、後発参入の検討機会の増加とともに知財部門の活躍の場は広がっていくと考えられる。事業部門と早期に連携して後発参入のデメリットを極小化し、メリットを最大化する知財活動を展開することで、後発参入の成功確率を高め、事業貢献することができる。これらの議論内容を「まだ間に合う！参入が遅くても知財で事業に勝つ方法」としてまとめ、論説として2023年度の知財管理誌に掲載予定である。

2.3 第3小委員会

(1) テーマ名「お役に立ちます！ 様々なステークホルダーへ向けた知財活動に関する研究」

(2) テーマの背景

企業は様々なステークホルダーと係わり、対話を通じて企業情報を提供している。本テーマでは、様々なステークホルダーに発信される情

報に目を向け、知財部門が寄与又は貢献できる要素を洗い出し、従前からの創造・保護・活用の知財活動の枠を超えた新たな知財部門の活動や発信方法を探索した。

(3) 活動内容

4月～6月は、ステークホルダーの範囲（全社・知財部門）およびステークホルダーエンゲージメント／ステークホルダーマネジメントの重要性・目的に関する討議を行った。7月～10月は、社会的要請の変化を踏まえ知財部門にとって対話の重要性が高いステークホルダーを特定するためのフレームワークの提言を本研究のアウトプットと定め、第1ステップとして、文献等に基づき社会的要請の変化を示すキーワードの抽出と、そこから想起されるステークホルダーの洗い出しを行った。11月～1月は、ステークホルダーエンゲージメントにおいて用いられる「影響度と関心度によるマトリックス分析と判定基準」を応用し、知財部門として対話の重要性が高いステークホルダーを特定する手法を研究した。2月～3月は、仮想例をもとに当該判定基準への当てはめ検証を行い判定基準の精緻化を図った。

(4) 活動報告

対話の優先度が高いステークホルダーの特定が有効な対話に不可欠であるとの課題意識の下、社会的要請の変化を踏まえ知財部門として対話の重要性が高いステークホルダーを特定するフレームワークを研究・完成させた。従来からステークホルダーとの対話を担う広報・IR部門が認識しているステークホルダー（投資家・顧客・地域等）に限られない「未知のステークホルダー」の把握に役立つものであり、共通のフレームワークを用いて、業種・業態・個社事情を反映した自社にとってのステークホルダーを把握することが可能となっている。施策例として「DXによる革新的新事業に向けたイノベーションおよび第三者との共創促進への貢献」を置き、ある企業の個社事情に基づき影響度・重要度の評価を行ったところ、「経営層」以外にも、「DX推進部署」「情報システム部」「研究開発部

門」が最も対話の重要性の高いステークホルダー（「VIP」と定義）と特定された。加えて、「情報システム部門責任者」「法務部」「システムベンダ」は、施策に関する関心度を高めることにより自社にとってメリットとなるステークホルダー（「隠れVIP」と定義）と特定された。また、隠れVIPに該当するステークホルダーとの対話については、知財との関係について気づきをもたらし、関心度を高めることが対話の目的となるところ、その足掛かりとなる手法についても合わせて討議した。本研究は、未知のステークホルダーとの新たな対話を、その窓口となる他部門に対して知財部門から働きかけ、知財部門自らのステークホルダーとの対話充実化に貢献し得るものと期待される。本研究の結果は、論説として2023年度の知財管理誌に掲載する予定である。

2. 4 第4小委員会

(1) テーマ名「三方よし」を実現する知財マネジメントとは？ ～Good for Everyone in IP Managements～

(2) テーマの背景

近江商人の経営哲学として知られている「三方よし」は、売り手と買い手だけでなく社会にも貢献できてこそ良い商売であり、何とか儲けたいという自分本位の欲望は抑えるべき、という考え方である。企業・事業の社会的意義が問われている昨今、自社の経営理念として組み込む企業も多い。また、企業の存在価値や企業が手掛ける事業の社会的意義から見た知財部門の活動の在り方が注目されている。

(3) 活動内容

4月～7月：「三方よし」に関する文献・Web調査により知見を深め、自社と自社を取り巻く企業、顧客や社会の関係性を概観しつつ事例を探索した。

8月～9月：自社（売り手）、他社（買い手）、世間（利用者）を「三方」とする場面を設定し、各「三方」の立場でどのような事柄が達成されると「よし」となるか、「よし」実現の

ための方針や課題は何か、について討議し、仮設を設定した。

10月～12月：マネジメント委員会参画企業の中から、当小委員会のメンバーが「三方よし」実現に向けた活動が行われていると感じた6社に対してヒアリングを実施した。

1月～3月：ヒアリング結果に基づき、各事例の特徴、知財部門の役割や「三方よし」実現に至った注目ポイントを考察としてまとめ、各事例の総括と「三方よし」実現に向けた提言について検討を行い、論説執筆に入った。

(4) 活動報告

「三方よし」の考え方について知見を深めたうえで、自社（売り手）、他社（買い手）、世間（利用者）を「三方」と設定した企業活動について事例探索を行った。「三方」で異なる「よし」の実現を図るための方針や「三方」間の障壁を越えるために取り組むべき課題、かかる方針や課題に対する知財部門の関与や役割について仮説を設定し、自社（売り手）の利益確保や、他社（買い手）・世間（利用者）への貢献や価値提供が感じられる活動を行うマネジメント委員会参画企業7社に対するヒアリングを実施して検証を行った。

その結果、5つの活動パターン（①環境負荷低減につながる自社製品の展開、②自社製品の普及による新市場開拓と環境改善、③自社技術の強みを活かした新規事業における他社との共創と利用者課題の解決、④知財を起点とした社内外連携の推進と社会課題の解決、⑤共創関係にある顧客へのサービスの提供と顧客利用者への新たな価値提供）にて、「三方よし」の実現を図るうえで様々な異なるポイントがあり、排他的効果による参入障壁構築を目的とした枠組みに留まらない（囚われない）知財活動が行われていることが分かった。従来の知財活動の枠を越えて柔軟かつ能動的に働きかけるうえで必要となるスキルを示唆し、三方よしの観点から

の自社事業の見つめ直し、及び、自社の利益確保と他社・世間の課題解決とのバランスを意識した知財活動への呼びかけを提言としてまとめる予定である。

14. マネジメント第2委員会

1. 委員会の構成と運営

2022年度のマネジメント第2委員会は総勢31名で組織され、委員長を除く30名で3つの小委員会を構成して調査研究を行った。各小委員会は原則1ヶ月に1回の小委員会を開催して各研究テーマの調査・研究を行い、同じく1ヶ月に1回の頻度で開催する正副委員長会議で、委員会活動の方向性の調整と確認を行った。6月には、マネジメント第1委員会と合同で中間全体会議（ハイブリッド方式）を開催し、各小委員会のチームビルド、および研究テーマの方向性についての検討状況を発表するとともに、マネジメント委員会全員で議論・情報共有を行った。また3月には、マネジメント第1委員会と合同で最終全体会議（ハイブリッド方式）を開催し、1年間の研究成果を報告した。小委員会、正副委員長会議および全体会議はすべてハイブリッド方式で開催し、委員どうしの活発な議論、交流を行った。

第1小委員会は、間瀬小委員長および山水小委員長補佐と8名の委員で「地球に貢献！カーボンニュートラルを“実現”する知財活動について」をテーマとして、調査・研究を行った。日本政府は「2050年までにカーボンニュートラルを目指す」と宣言しており、あらゆる産業において、企業は脱炭素技術の開発をさらに加速させなければならない。そこで、本研究では、カーボンニュートラル（以下CN）の実現を加速させるためには、知財活動によりコンソーシアム内外の「仲間づくり」が必要との仮説を立て、これを検証すべく、マネジメント委員会内の会員企業に対してアンケート及びヒアリングを実施した。これらの結果をもとにコンソーシアムとしてCNの実現をさらに加速させるための民間及び国それぞれに期待される知財面の役

割を提言としてまとめる予定である。

第2小委員会は、永宮小委員長および板東小委員長補佐と8名の委員で「“翔け、知財人” 知財人材の社内流動化の研究」をテーマとして調査・研究を行った。知財人材が知財部門に所属しながら知財部門のミッションとして他部門に価値提供することを検討する研究はあるものの、知財人材が組織の壁を越え、他組織において事業貢献のため活躍すること（流動化）について掘り下げた研究を確認することができなかった。そこで、知財人材が知財業務を通じて培うどのような経験・スキルが、他組織における事業企画や新規事業創出などの活動に役立つのか、さらに、どのようなスキル・マインド等を持つことが活躍の要因となるのかを事例をもとに考察することとした。また、「知財部門」という組織の枠組みにとらわれず、優れた能力を持つ知財人材の社内流動化を促進することで知財部門に閉じることなく事業に資する組織・人材マネジメントの在り方について提言する予定である。自身のキャリアを能動的にプランニングする重要性が増す世の中の流れの中で、知財部員が自らの経験・スキルを活かして新たなチャレンジをする後押しとなるような情報を提供したい。

第3小委員会は、渡邊小委員長および田中小委員長補佐と8名の委員で「イノベーションをマネジする！ISOと知財活動の研究」をテーマとして調査・研究を行った。世の中のニーズやサービスの移り変わりが早くなり、そのような変化・変革するためのイノベーションが求められる中、企業のイノベーションを促進・支援する知財マネジメントが求められると考えられる。本研究では、ISO56000シリーズなどのイノベーションマネジメントシステムも踏まえ、イノベーションの分類と各イノベーション事例における知財活動の活性化状況をヒートマップにより可視化し、イノベーションの分類によって知財活動の重点領域が異なるとの仮説を立て、この仮説を検証すべく企業にヒアリングを実施した。これらの結果をもとにイノベーショ

ンを促進・支援する知財マネジメントを提言としてまとめる予定である。

2. 各小委員会のテーマ概要と活動内容

2.1 第1小委員会

- (1) テーマ名「地球に貢献！カーボンニュートラルを”実現”する知財活動について」
- (2) テーマの背景

日本政府は2020年10月に、「2050年カーボンニュートラルを目指す」ことを宣言した。真に目標を達成するためには、あらゆる産業部門の企業らが脱炭素技術の開発をさらに加速させる必要がある。その加速には、各社の技術開発の成果を、会社の垣根を越えて補完しあう必要があり、このためにも、コンソーシアム活用による連携やプロジェクトを成功に導くことが、カーボンニュートラルの実現には不可欠とも考えられる。本研究では、CNの実現を目的とするコンソーシアムを通じた企業活動について調査し、特にCN実現を達成させるための知財部門及び知財業界全体のあるべき姿について検討・提言することを目的とした。

(3) 活動内容

4月～6月：チームビルディングを推進しながら、国、研究機関、民間それぞれが主体となるコンソーシアム実態の初期調査を実施。6月の中間全体会議も活用して、幅広くCN向けコンソーシアム活動の実態を把握した。

7月～10月：国、民間主体のコンソーシアムに絞り込み、活動実態のより詳細調査を実施した。調査の結果よりCNコンソーシアムでの知財活動のあるべき姿を議論した。

11月～1月：当小委員会で議論した知財活動のあるべき姿の妥当性を確認するためにマネジメント委員会参画企業36社へのアンケート、うち6社へのヒアリングを実施した。

2月～3月：アンケート及びヒアリングにより把握した実態と、あるべき姿との

ギャップを埋めるための企業活動と国への期待を議論し、提言としてまとめた。

(4) 活動報告

現在日本で進められているCNに対する取り組みとコンソーシアム活動の状況について、まずは、Webを通じた調査を実施し、主要国と比較した。その結果、研究機関を主体とするコンソーシアムについては地域特有の取り組みが中心となっているものが多いため、今回は検討の対象とせず、世間に広く影響を与える活動と思われる国、民間それぞれが主体となるコンソーシアムを研究の対象とし、コンソーシアムの活動の中で知財の活動がどのように行われているかについて調査を進めた。

国主体のコンソーシアムの一つとして、NEDOが推進するグリーンイノベーション(GI)基金事業に注目して深掘調査を行った。しかしながら、その知財の取り扱いについては、GI基金に限った特徴が見られず従来のプロジェクトと変わらないものであった。また、他の国及び民間主体となるコンソーシアムにおいても、その推進のために知財を積極的に活用している事例を確認することができなかった。さらに、社会課題を解決することを目的とし、特許を積極的に開放する複数のコンソーシアムの存在を確認することができたが、いずれのコンソーシアムにおいても、その目的は達成されていないのが実状であった。

これらの調査結果を踏まえて、CNを達成させるためには、その目的を達成するための「仲間づくり」のために知財活動を行うことがポイントとなる考え、その実現のためのコンソーシアム内外での知財の活用(許諾・開放など)の考え方について、あらためて仮説を設定した。そしてこの仮説の妥当性について調査するため、マネジメント委員会参画企業36社に対して追加のアンケートを実施するとともに、このうち、CN達成のためのコンソーシアムに実際に参加している6社に対してヒアリングを実施した。その結果、「仲間づくり」に必要な様々な

知財活動が存在するなか、CN実現を加速させるためには、特に国(政府)からの知財面での支援が必要となるという結論に至った。本研究の結果は、民間及び国それぞれに期待される役割の提言という形で、論説として知財管理誌に投稿する予定である。

2.2 第2小委員会

(1) テーマ名「“翔け、知財人!” 知財人材の社内流動化の研究」

(2) テーマの背景

社内において、イノベーションや新事業創出等を希求する部門や事業が多くあるものの、これら部門や事業が「知財の有する価値・機能」を十全に活用できているとは言えない状況にある。裏を返すと、知財人材が社内において、更に価値提供できる可能性を示唆している。十分に活用できていない要因としては、知財部門と他部門とのコミュニケーション不全にあるのではないか。経営層への戦略的提言やそのための関係部門との連携深化など、知財部門には事業貢献に資するリーダーシップの発揮が求められる一方で、知財部門が自認する役割と関係部門における知財部門のイメージ像とに乖離があり、これが知財人材の事業貢献の在り方を深く検討する機会の喪失に繋がっているものと考えられる。他部門と公式・非公式の接点を増やすべきとの提言が数多く成されているものの、前述の現状を鑑みるに知財人材が組織の壁を越えて活躍する、「知財人材の流動化」には、解決すべき課題は未だ多いと言える状況にあるのではないか。

(3) 活動内容

本年は、多くの対面での活動を行うことができた。活動としては、

4月～6月：本テーマの方向性を検討し、各委員の課題感や興味・関心の確認、検討ポイントに対する意識合わせを行った。6月にはJIPAマネジメント第1第2委員会に参加している企業へのアンケートを実施し、知財人材の社内流動化の実態

把握を進めた。

7月～12月：流動化人材の情報収集，ヒアリング，分析を行った。

1月～3月：上記検討に基づく提言をまとめ論説執筆を行った。

(4) 活動報告

まず，知財人材が社内組織の壁を越えて専門性やリーダーシップを発揮して事業貢献していくためには，何が必要かを検討し，現状より更に踏み込んだ他部門とのコミュニケーションが不可欠であるとの仮説に至った。「知財部門」という組織の枠組みにこだわらず知財人材の社内流動化を促進することで，各組織が知財機能を獲得し，社外流動化と同様のメリットを享受できるかを検証することとした。

そこで，知財人材の社内流動化の実態を把握するため，54社を対象にプレアンケートを行った。その結果，流動化実績ありと回答した会社の中で“知財知識を活かして活躍している”との回答は21社であった。このアンケート結果を参考に社内流動化のパターンを，知財スキルを活用して異動先で活躍するパターンと，知財スキルを活用しないで活躍するパターンとに分け，また，知財スキルを活用するパターンのなかでも，A：異動後も知財業務の延長線上で，リエゾン／知財法務部員のように活躍する流動化と，B：知財知識を活用した事業貢献を軸として活躍する流動化とに分けた。

特にB類型の人材に至る背景，必要スキルおよびその実態が十分には把握されておらず，ここを紐解けば，知財スキル保有人材の事業貢献の場を広げることに繋がるものと考え，知財知識を活用した事業貢献を軸として活躍する流動化人材にヒアリングすることにより，研究を進めることとした。実際のヒアリングを通じ，社内流動化のパターン，事業貢献の活躍モデル，活躍する人材に必要な要件（因子）を導出し特定した。事業貢献に活用した要件（因子）のうち，特に，知財スキル，知財経験により培われたスキル，に注目して整理を進めた。そのうえで，「上記要件を備える人材」の「育成方法」

を考察／提案する。論説として2023年度の知財管理誌に投稿予定である。

2. 3 第3小委員会

(1) テーマ名「イノベーションをマネジする！ ISOと知財活動の研究」

(2) テーマの背景

世の中のニーズやサービスの移り変わりが早くなり，企業組織における自己変革をする上で“イノベーション”は不可欠であるとともに，企業が変革を実行するための経営理論として「両利きの経営」も注目されており，新しい領域に挑戦する「探索の領域」と，既存の事業領域を深掘りする「深化の領域」を同時にバランスよく行うことが述べられている。

そのような変化・変革するためのイノベーションが求められる中，ISO56000シリーズなどのイノベーションマネジメントシステムも踏まえ，企業のイノベーションを促進・支援する知財マネジメントについて検討する。

(3) 活動内容

4月～5月：ISO56002及び56005の理解と内容について議論した。

6月～7月：イノベーションの事例収集と，イノベーション分類を整理した。

8月～10月：イノベーション事例について，イノベーションのステップと知財活動の2軸のマップから知財活動の活性化状況を可視化し考察した。

11月：イノベーションの分類によって知財活動の重点領域が異なると仮説を立てた。

12月～1月：質問事項作成とヒアリングを実施した。

2月～3月：上記ヒアリング結果と仮説の検証を行い提言内容のまとめを行った。

(4) 活動報告

“知の探索”よりのイノベーションと，“知の深化”よりのイノベーションとでは，期待される知財活動が大きく異なることが確認された。また，ISO56002でもそれぞれのイノベーションの段階移行は一方に進まず，ソリューション

の段階からコンセプトの段階などに戻ることが記載され、ヒアリングでも全体や一部を戻すことによるイノベーションの創出が確認された。そのため、イノベーションの創出には、知の探索と知の深化のどちらよりか確認する機会の設定と、それに応じた知財も含めた活動の推進が必要であることが明らかになった。

また、“知の探索”と“知の深化”における知財貢献の違いを以下にまとめた。

“知の探索”：不確定かつ潜在的なイノベーション創出機会獲得への貢献(コア技術の特定、知財に蓄積されたナレッジを活用、IPLによる俯瞰分析)。

“知の深化”：具体的に市場投入される商品・サービスを想定した競争力への貢献(クリアランス、知財ポートフォリオ構築、権利活用)。

以上の内容について、論説として知財管理に投稿する予定である。

15. 情報システム委員会

1. 委員会の構成

24名で構成し、委員長1名、副委員長6名、委員17名で活動を行った。

2. 委員会の運営

(1) 情報システム委員会活動

2022年度は2つの小委員会を設置して活動を推進した。委員会の運営は、正副委員長会議(正副委員長7名が出席)、全体委員会(全委員24名が出席)、及び、小委員会(2つの小委員会ごとに開催し、所属委員が出席)を定期的に開催し(月1回の定例)、これらの会議体を軸に推進してきた。年間を通じて全11回開催したが(8月は不開催)、前年度からのコロナ禍の影響を受けて4、5月度の委員会をオンラインとし、6月度からは現地参加を中心として、オンラインとのハイブリッド形式での開催とした。なお、正副委員長会議は、全体委員会とは別日にオンライン開催とした。

正副委員長会議では、年間スケジュールの確認と共有、会議体の開催形式や場所の確認など、運営態様の議論等を行った。全体委員会では、

主として委員全体の情報共有の場とし、理事会の審議事項の共有、委員会全体に関する活動&運営上の議論、小委員会の状況報告、小委員会を跨ぐ依頼事項の確認などを行った。また、全体委員会は、主に参加委員の企業に伺い、会議室を借りて開催するとともに、各社の製品・サービス紹介施設の見学や工場見学を実施した。

このため、コロナ禍の状況に比べ、コミュニケーション上の負担が低減された。また、正副委員会や小委員会の必要に応じた不定期な開催をオンラインとすることで、リモートの特性を生かしたフレキシブルなミーティング設定やヒアリング設定を行うことで、円滑な委員会活動を遂行した。

(2) その他関連活動

定期開催する小委員会に加えて、委員会外・対外的な活動に対応するために担当の委員を置いて活動した。特許庁との関連では、インターネット出願ソフトウェア連絡会(2022年10月19日、2023年2月22日の計2回開催)に正副委員長及び担当委員が参加した。第22回JIPA知財シンポジウムでは、担当委員を中心にポスターを作成し、他の委員会・研究会・PJと共にポスターセッションに参加した。

(3) JIPA研修講師派遣

9月開催の研修、C9Eコース「知財情報システムの活用」へ講師3名(現役委員1名、元委員2名)の派遣を行った。

(4) 成果物

ペーパーレスニュースの発行、論説の投稿2本(11月号「知財管理システムを海外グループ会社に導入する際の留意すべき点の調査・研究」、12月号「企業・事務所間の業務連携と知財管理システム構築・活用についての調査・研究」)、及び、東西部会での発表1回(関東・関西各1回、6月度「ASEAN・BRICS各国特許庁データベースサイトの実状および課題の調査研究」)を行った。

3. 活動概要

3.1 小委員会活動

2つの小委員会を設置して調査・研究活動を

推進した。各小委員会の活動の概要は次の通りである。

(1) 第1小委員会

調査・研究のテーマを「企業における知財ワークフローシステム導入とシステム連携についての調査・研究」とし、論説投稿又は東西部会発表を目標成果物として調査・研究活動を推進した（11名）。

2020年にテレワークのニーズが加速した。知財ワークフローシステムの導入如何により、テレワークの実施に大きな影響が表れている。そこで、過去の研究成果「知財管理システム導入・更新における留意点」（2021年12月発行）に加え、あらためて現状の把握、さらなる課題を検討した。

委員会内のアンケートにより、多くの企業ではワークフローシステムの導入が完了し、電子回覧、承認ができるようになりテレワークに大きく貢献できているものの、いまだ課題を有している状況がわかった。例えば、各社の運用のほとんどが一出願一案件ごとに処理するシステムであり、複数案件をワークフローでまとめて処理する機能の導入事例はほとんどみられなかった。各社ワークフローシステムの具体的な課題を抽出し、その対策案を検討するとともに、複数案件をまとめて処理する機能についても考察を実施した。さらに、システムベンダへのヒアリングを実施した。

成果については論説及び東西部会で発表を行う計画である。

(2) 第2小委員会

調査・研究のテーマを「案件評価のための知財管理システムのデータ管理・活用」とし、論説投稿又は東西部会発表を目標成果物として調査・研究活動を推進した（12名）。

各社では、「知財管理システムに特許の評価データを適切に蓄積し、有効活用したい」、「評価業務の作業標準化、自動化をしたい」、「AIや特許評価ツールの活用をしている先行会社の知見を参考にしたい」といったニーズが見られる。

そこで、発明の創出から権利満了までの一連

の知財業務における各業務ごと、案件／ファミリーごとの評価について、委員会内のアンケートを実施した。アンケートから、評価サイクル（評価・判断・アクション・結果のフィードバック）を回すための対応事項を整理し、各社の参考となる情報をまとめた。年金納付要否の工数削減策について、先行して取り組んでいる（もしくは取り組みを検討している）3社へ取り組み事例のヒヤリングを実施した。

2022年度成果は取り纏めて論説として発行する計画である。

3. 2 プロジェクト活動など

(1) JIPA85年史

2022年度は、JIPA創立85周年にあたり、記念誌を発行する事となった。そこで、2008～2021年度の活動報告、調査研究テーマや論説発表などを探るとともに、歴代の委員長経験者から、直接お話を伺うことを検討した。特に、年度をまたがる継続テーマや委員会活動の経年的なつながりもあるため、歴代の委員長経験者が一同に会する座談会を企画・実施した。

(2) グローバルドシエへの対応

五大特許庁（IP5）では、グローバルドシエにおいて優先開発五項目に対する取り組みを推進しており、IP5と各庁のユーザー団体及びWIPOの参加によるグローバルドシエタスクフォース（GDTF）会合において開発の進捗確認等が行われている。JIPAでは国際政策プロジェクトがGDTF会合へ参加しており、委員長が国際政策プロジェクトの一員として参加した。他のプロジェクトメンバと共に、IP5会合（2022年6月）、GDTF会合（2023年3月）にメールベースでの意見交換とオンライン形式の会合に参加した。

16. 情報活用委員会

1. 委員会の構成

2022年度の委員会は委員長1名、副委員長11名、委員51名の計61名で活動を開始した。

委員会は、4つの小委員会とし、それぞれの中に1つから2つのワーキンググループ（WG）

を設け、全体で5WGとした。WG内に更にチームに分けて、全員が議論に参加しやすい体制で研究活動を行った。

正副委員長会議および委員会を毎月開催した。副委員長は小委員長の負荷軽減の課題に対応するため、小委員長補佐に委員会横申機能を持たせ役割分担を行うことで対応した。

2. 委員会の運営

2022年度は4月から活動を開始し、正副委員長会議（月1回開催）で委員会の方針決定、重要事項の審議を行い、各小委員長を通じて委員会の活動方針、その他の情報共有を図った。本年度は社会情勢を考慮し、適宜ハイブリッド会議（直接会合+WEB会議）とWEBのみの会議を組み合わせて行った。

9月に中間報告会を開催し、発表内容に対してWG活動とは異なる委員で構成されたグループ討議を行うことで多視点からの意見を集約し研究内容のレベルアップや方向修正を行う場を設けた。成果報告会は3月に開催し、1年間の研究成果について活発な質疑応答を行った。

委員会外活動としては、2022年度は商標委員会との意見交換を行うなどの活動を行った。

対外活動として、下記委員の派遣を行った。

- ・ JIPA 定例研修B09コース 講師：神谷副委員長。
 - ・ (独) 工業所有権・研修館の「調査業務実施者育成研修評価委員」：石井委員長。
 - ・ (一財) 知的財産研究教育財団、特許庁委託「人工知能を利用した知財活用可能性分析の有効性に関する調査研究」：石井委員長
 - ・ (公財) 未来工学研究所、特許庁委託「令和4年度特許情報提供サービスの現状と今後に関する調査」ヒアリング調査：石井委員長
- 各社の出張制限等も考慮し、直接会合・WEB会議それぞれのメリットを活用した活動を行うことができた。

<WEB会議>

- ・ 従来の集合型では委員会への参加が難しかった方の参加。
- ・ 会議室制約による小委員会の人数調整不要等

のメリットを活かすことができた。

<ハイブリッド会議>

- ・ 対面会議特有の密度の高い討議や会社訪問などの知見の拡大。

これら一年間を通じた活動により、例年と同様の成果（知財管理誌投稿等）を伴う活動ができた。

3. 各小委員会の活動概要

【第1小委員会】

「コーポレートガバナンス（CG）・コード改訂に適した、知財情報の収集と分析に関する研究」

コーポレートガバナンス・コードの中で求められている知的財産への投資に関する情報開示に向けて、各企業の開示内容を整理・分析し、現時点で好適と考えられる知財情報発信の内容・方法をまとめ、会員企業に提供することを目的として研究を行った。

CG報告書をはじめとする各企業の開示内容や取り組みについて、内外国の状況を確認し、パターン別に分類整理した。また開示程度について、現時点で好適と考えられる情報発信の内容を考察した。

研究成果は、知財管理誌への投稿を予定している。

【第2小委員会】

「知財ミックスを用いたIPランドスケープに関する研究」

IPランドスケープに関する研究や事例が増加しているが、その多くは特許情報を用いた分析によるものであり、意匠や商標情報を含めた分析事例は少ない。そこで、IPランドスケープの更なる活用に向けて、特許・意匠・商標を組み合わせた知財ミックスのIPランドスケープ手法（主に意匠・商標情報の調査・分析手法を含めた効果的な活用方法と、知財ミックスを用いたIPランドスケープの事例）について検討を行った。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

【第3小委員会】

「無償ツールの活用可能性の検討」

2020年度研究テーマ「データベース搭載の特許スコアを活用した企業価値評価の研究」およ

び「知財情報分析におけるAI等の活用に関する研究」にて得られた知見を活かし、特許庁APIによる情報収集や、ネットワーク分析（KH Coder, Cytoscape, Network Xなど）を用いた中心性分析の活用注目して、その活用事例を検討した。また外部専門家との意見交換を行った。研究成果は、知財管理誌へ投稿予定である。**【第4小委員会】**

(4-1WG)「IoT分野の特許調査に関する研究」

2020年1月からIoTに関する国際特許分類「G16Y」が発効された。分類付与が開始されて2年超経過した今日において、10,000件以上の公報にG16Yが付与されている。そこで、G16Yの付与実績の調査を実施したうえで、調査結果に基づいて、①G16Yの付与の特徴、②G16Yを特許検索に使用する際の留意事項についての研究を行った。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

(4-2WG)「欧米共通特許分類CPCの現状把握と活用検討に関する研究」

2013年に欧米で運用が開始された欧米特許分類CPCは、2015年に韓国、2016年に中国で導入されている。外国特許を調べるためにCPCを使用する機会が増えている。①CPCの現状を把握する目的で欧米中韓のCPC付与率の調査、②CPCの有効利用策を考察する目的で欧米中韓のIPCとCPCの付与状況の比較を行った。研究結果は、知財管理誌に投稿予定である。

17. ライセンス第1委員会

1. 委員会の構成

委員長1名、副委員長6名（委員長代理1名含む）、委員17名の24名の構成で、2つの小委員会を編成して調査研究活動を行った。

2. 委員会の運営

ライセンス第1・第2合同委員会を4回（4月、7月、10月及び3月）実施し、各小委員会は、原則月1回の活動を行った。正副委員長会は、ライセンス第1・第2の合同で、計8回（4月、5月、6月、7月、9月、11月、12月及び3月）実施した。

3. ライセンス第1・第2合同委員会

2022年度の合同委員会は、4月のキックオフ会合はオンラインで行ったが、その後は参集型とオンラインの開催のハイブリッドで開催した。4月の合同委員会では、ライセンス第1第2委員会全体及び各小委員会の活動方針の説明を行った。7月以降の合同委員会では、小委員会間の合同意見交換会を行った。各小委員会が取り組む各調査研究テーマについて、当該小委員会以外の委員からの情報を収集するため、小委員会の一部の委員が他の小委員会に参加する形態でテーマ議論を行った。10月の合同委員会では、各小委員会テーマについての検討状況の進捗報告を行った上で、再び小委員会間の合同意見交換会を行った。

また、2022年度最終の委員会活動となる3月の合同委員会では、ライセンス第1第2委員会全体及び各小委員会から2022年度の活動報告を行い、年間の活動の総括を行った。

4. 小委員会活動

1) 第1小委員会（大櫛小委員長、小室小委員長補佐、栗山副委員長）

テーマ：「多様化する産学共創における知財契約・交渉上の留意点に関する調査・研究」

国内大学との共同研究契約は、多くの知財契約担当者にとって馴染みのある契約類型である。その一方で、企業側は契約相手となる大学特有の事情やロジックをあまり把握できていないのが実情で、大学との契約交渉がしばしば長期化、難航する要因になっていると考える。また、近年は産学連携の注目度・重要度が高まっており、産学連携の在り方に様々な変化が起きている。

そこで、当小委員会では、1) 大学特有の事情やロジックを理解してより創造的な連携交渉を行うための示唆を得ること、および2) 産学連携の変化を調査して知財渉外実務への影響を検討すること、を主要な狙いとして活動した。

調査は大学知的財産部門へのヒアリングと文献調査を中心に進め、大学へのヒアリングは国立大学および私立大学計6大学に実施した。ヒ

アリングでは、大学の意思決定構造、外部資金獲得に対する大学の考え方、知財に関して大学が抱えている課題感などについて交渉担当者の意見を得ることができた。また、ヒアリングと文献調査により、国の政策の影響を受けながら産学連携の位置づけが変化していく過程や、現在大学における研究の「価値」が評価されていないことが論点になっていることなど、産学連携の変化を歴史の流れの中で理解することができた。

本活動の成果は論説として発表する予定であり、文献調査、ヒアリング結果を踏まえ、産学連携に関する実務上の有益な情報を発信および提言を行いたいと考えている。なお、本論説は2023年度知財管理誌に投稿する予定である。

2) 第2小委員会(長谷川小委員長, 三宅小委員長補佐, 奥山副委員長)

テーマ:「外国企業との知財紛争解決手段に関する調査研究」

外国企業との紛争解決手段として当委員会では国際仲裁を中心に調査を行った。まず、初期の調査では仲裁に関する文献等を調査し、仲裁制度の理解を深めた。

紛争を仲裁で解決するためには、契約において当事者間の合意(仲裁合意)が前提となるため、ライセンス委員会内の各社を対象にアンケートを実施し、外国企業との契約における紛争解決手段について実態を調査した。アンケート結果では、紛争解決手段として仲裁を選択している会社が多数であったが、仲裁の選択理由や仲裁条項での規定事項(例えば、仲裁機関、仲裁地、仲裁人や言語等に関する規定)については各社ごとに対応方針や傾向が見られたため、設問ごとに詳細な分析を行った。

また、仲裁実務に詳しい国内外の弁護士や、仲裁機関等にヒアリングを行い、仲裁についての実務面を中心とした知見やアドバイスを得た。ヒアリングで得られた知見等は仲裁の特徴である秘密性、中立性、手続きの柔軟性、執行力等の項目に分類し、内容を整理した。

本活動の成果は論説としてまとめているとこ

ろであって、文献、アンケート、ヒアリングでの調査結果を踏まえ、国際仲裁に関する実務上の有益な情報を発信および提言を行いたいと考えている。なお、本論説は2023年度の知財管理誌に投稿する予定である。

5. その他の活動(全て第1委員会と合同で実施)

大阪弁護士会との意見交換会(1月)、特許庁審査官向けライセンス研修(2月)への講師派遣を実施した。

合同委員会の企画、JIPAシンポ向け委員会紹介ポスター動画の企画・作成を検討する小委員会横断プロジェクト(PJ)を編成し、委員会内の交流を深めつつ、委員会活動の効率化・活性化を行った。

18. ライセンス第2委員会

1. 委員会の構成

委員長1名、副委員長6名(委員長代理1名含む)、委員17名の24名の構成で、2つの小委員会を編成して調査研究活動を行った。

2. 委員会の運営

ライセンス第1・第2合同委員会を4回(4月、7月、10月及び3月)実施し、各小委員会は、原則月1回の活動を行った。正副委員長は、ライセンス第1・第2の合同で、計8回(4月、5月、6月、7月、9月、11月、12月及び3月)実施した。

3. ライセンス第1・第2合同委員会

2022度の合同委員会は、4月のキックオフ会合はオンラインで行ったが、その後は参集型とオンラインの開催のハイブリッドで開催した。4月の合同委員会では、ライセンス第1・第2委員会全体及び各小委員会の活動方針の説明を行った。7月の合同委員会では、小委員会間の合同意見交換会を行った。各小委員会が取り組む各調査研究テーマについて、当該小委員会以外の委員からの情報を収集するため、小委員会の一部の委員が他の小委員会に参加する形態でテーマ議論を行った。10月の合同委員会では、各小委員会の調査研究テーマについての検討状

況の進捗報告を行った上で、再び小委員会間の合同意見交換会を行った。

また、2022年度最終の委員会活動となる3月の合同委員会では、ライセンス第1・第2委員会全体及び各小委員会から2022年度の活動報告を行い、年間の活動の総括を行った。

4. 小委員会活動

1) 第1小委員会（添田小委員長，谷佐田小委員長補佐，望月副委員長）

テーマ：「異業種企業間の知財契約（共同開発，ライセンス）に関する調査研究」

オープンイノベーションというキーワードが登場するように、従来のサプライチェーン上の企業間取引は、スタートアップや投資家も巻き込み、データやDXを駆使して時間的・場所的制約を飛び越え、これまでにないバリューチェーンへと絶えず進化をしている。

本調査研究では、異業種企業間の連携シーンを類型別に分け（①共同研究型，②新事業型，③業務委託型など），類型別の知財契約上の論点について，事例からヒントを得つつ，実務に役立つ形で整理をしている。例えば，①共同研究型では近時問題となることが多いデータ関連の論点（交渉戦略含む）を中心に整理をしており，②新事業型では契約上の論点にとどまらず，新事業を創生する際の困り事や工夫点も含めた整理をしており，③業務委託型ではアプリ開発を念頭に置きつつも，開発後のサービス提供段階での論点も含めた整理等を検討している。

また，実務担当者が案件を対応する上で，目の前の案件がどの類型に近いのかを判断することを支援するツールとして，資金，知財，データ，経営判断，企画力，工数などをパラメーターとしたレーダーチャートを作成している。案件当初にレーダーチャートを入力してもらうことで，案件に携わった直後に当該案件の特徴点を把握することができるようになる上，各パラメーター入力上の注意点もガイドしているため，レーダーチャートを入力しながら，自ずと案件毎の問題点を事前に検討できるようなツールとすることもめざしている。

なお，本活動の成果は，論説としてまとめているところであって，2023年度の知財管理誌に掲載する予定である。

2) 第2小委員会（蔭山小委員長，中田小委員長補佐，山下副委員長）

テーマ：「グローバル事業展開における各国法規制と技術契約プラクティスに関する調査・研究」

本テーマにおいては，大多数の日本企業が事業展開をしている米国・中国・欧州の三つの地域において各地域における企業・大学等との技術提携に関連する法規制を調査・分析した上で，技術提携に当たって生じる法的またはビジネス上のリスクを明らかにし，主に契約上でのリスクヘッジ策を検討した。

昨年度は4つのユースケース，すなわち，①製造受委託，②共同研究契約，③MTA，④ソフトウェアライセンスを設定し，上記3地域の企業・大学と各契約を締結する上での知財関連法や日本法及び地域毎の差異を比較検討した。

本年度は昨年度に収集した情報を整理した上で，ライセンス契約，共同研究契約を対象としてこれらを締結する上での知財関連法及び競争法上の論点を各国毎に整理し，日本法も含めて類似制度（実施権の対抗要件等）の比較や各国固有の論点をまとめた。

なお成果物については2023年度の「知財管理」誌上に論説として投稿する予定である。

5. その他の活動(全て第1委員会と合同で実施)

大阪弁護士会との意見交換会（1月），特許庁審査官向けライセンシング研修（2月）への講師派遣を実施した。

合同委員会の企画，JIPAシンポ向け委員会紹介ポスターの企画・作成を検討する小委員会横断プロジェクト（PJ）を編成し，委員会内の交流を深めつつ，委員会活動の効率化・活性化を行った。

19. 意匠委員会

1. 委員会の構成

2022年度の意匠委員会は，福岡担当常務理事

の下に委員長1名、委員長代理1名、副委員長9名、委員10名の計21名にて活動した。主に国内の意匠課題を調査研究の対象とする第1小委員会、外国の意匠課題を調査研究の対象とする第2小委員会と、意匠権と著作権の知財ミックスを調査研究の対象とする第3小委員会を合わせ3つのグループ編成とした。

2. 委員会の運営

意匠の専門的な研究を実施するとともに、JIPA内の横断的な活動やJIPA外の活動に対しても、JIPA会員企業代表として、積極的に参加・意見発信することをモットーとする委員会運営を実施している。

2022年度は、一部のメンバーが社内ルールによりオンライン参加であったが、参集型会議を中心に活動を始めた。意匠委員会は、毎月1回の全体会議と小委員会を定例会議とし、その他に各小委員会を横断する連携を取り、円滑な委員会運営を行うため、小委員会の副委員長以上のメンバー構成による正副委員長会議を設けている。

全体会議では、委員会外派遣の報告、意匠制度全般の各種情報の共有を図り、適宜議論を行った。また、小委員会では、各小委員長および副委員長を中心に、担当するテーマについて研究活動を実施した。小委員会によっては、定例会議に加え、臨時小委員会を開催した。また、3月度意匠委員会では、各小委員会の活動報告を実施した。

2022年度は合宿を再開した。合宿として、門司税関訪問による意匠権税関差し止めに関する意見交換会を実施し、差し止めに関する最新状況を把握するとともに、あらためて意匠権の重要性を再認識することができた。

2022年度の小委員会活動を通じた大きなトピックスは2つあり、1つ目は産業構造審議会知的財産分科会第13-14回意匠制度小委員会における新規性喪失の例外適用に関する対応である。従来は、意匠委員会内での議論を取り纏め意匠制度小委員会に意見主張していた。しかし、今回の特許庁案は賛同できないものであったた

め、弁理士会意匠委員会と議論を積み重ね、意見主張する内容を事前に擦り合わせ、意匠制度小委員会にて意見主張することにより、会員企業については産業界にとって有効な新規性喪失の例外適用の内容に導くことができた。

また、2つ目のトピックスは、新たな試みである広島産業振興機構主催による知財経営セミナー「ブランド確立のためにデザインと意匠権をどう活用するのか」講演実施である。講演目的は、言わば意匠権の普及・活性化と地方企業へのデザイン保護の発展、新規会員企業の勧誘であったが、あらためて経営視点で意匠権の役割や経営に与える影響等を考える機会となり、当委員会にとっても有意義な講演となった。なお、結果として新規会員企業に結び付かなかったものの、JIPA加入に関心がある企業からの問い合わせをいただくなど、今後に結び付く成果を挙げたものとする。

JIPA内での連携した活動も前年度同様に推進し、WIPO PJおよびAI研究会、新規技術検討チームへ参画し、デザイン保護および意匠権の見地から様々な検討を行った。なかでも、新規技術検討チームへは相原委員長代理をはじめ複数の委員が参画し、メタバースを事業で実施もしくは実施検討している委員会内の企業および委員会OBの企業からメタバースの現状や今後の発展等のヒアリングを行い、ヒアリング結果から得た知見および課題と対策を新規技術検討チーム内に共有した。その共有結果をふまえ、メタバース空間における意匠保護の在り方についてのJIPA意見が取り纏められたことは、大きな成果である。

海外関係としては、法改正等のパブコメについて第2小委員会を中心に検討を進め、各国諸官庁への意見発信を積極的に行うことが出来た。また、ID5においては、ブックレットへのメッセージを投稿するとともに、数年ぶりとなる現地派遣であるベルギーへ委員を派遣し、メタバース空間における意匠保護の在り方についてのJIPA意見を発信することが出来た。今回もハイブリッド形式であったが、中国や韓国な

どのアジア勢がオンライン参加のなか現地参加したことにより、一際注目を集めたなかでの意見発信となったとともに、ユーザーセッションの休憩時間を活用して、米国審査官とメタバース空間における米国意匠保護の可能性についてディスカッションを行い、あらたな知見を得たことは今後の調査研究に繋がるものと考えます。今後も同内容の調査研究を継続するとともに、会員企業においては産業界にとって適切な意匠法制度となるよう、次年度も引き続き各国諸官庁への意見発信を行っていく。

3. 活動概要

3.1 小委員会活動

(1) 第1小委員会

【調査・研究テーマ】

国内意匠制度に関する調査研究

【狙い】

特許庁で検討予定である法改正／改訂案を先回り研究し、企業知財に適切な制度設計を求める準備を講ずる。

【概要】

新喪例の証明書について、メリット・デメリット等を分析し、関係者（特許庁含む）へ提案・提言した。分割出願要件の改訂について、米国での分割出願経験がある会員へのヒアリングを実施するとともに、委員会内アンケートを実施し、分割出願の拡大の是非や分割出願の要件などを議論した。

【アウトプット】

- ①産業構造審議会における新喪例に関する意見提出（2022年12月）
- ②分割出願に関する方向性に関するとりまとめ（2023年3月委員会内報告）

(2) 第2小委員会

【調査・研究テーマ】

外国の意匠権制度に関する研究

【狙い】

外国特許庁意見募集への意見発信および調査研究を行う。

【概要】

パブコメに対し会員企業に有益且つ適正な知

財保護となる意見の検討、外国部分意匠制度に関する調査研究を実施した。

【アウトプット】

①パブコメ意見書提出

- ・欧州意匠指令及び規則
- ・中国専利審査指南
- ・韓国デザイン保護法
- ・ブラジル意匠マニュアル

②外国部分意匠制度に関する研究（2023年3月委員会内報告）

(3) 第3小委員会

【調査・研究テーマ】

中国における意匠権と著作権のミックスによるデザイン保護に関する調査研究

【狙い】

中国市場においてデザインの模倣品は模倣形態が巧妙化するなか、意匠権・著作権を組み合わせることで保護を図ることにより巧妙化する模倣品への対策の幅を拡げることが提案される。

【概要】

著作権委員会協力の下、中国著作権に精通した中国弁理士により、著作権の基礎から著作権によるデザイン保護の現状までのレクチャーを受け、模倣品の実態調査から意匠権・著作権を組み合わせることで保護を図ることを検討した。

【アウトプット】

①東西部会にて発表（2023年4月予定）

3.2 各国官庁政策対応等

(1) 国内

- ・JPOとの画像意匠に関する意見交換会実施及びJPOへ画像意匠に関する意見書提出
- ・産業構造審議会知的財産分科会第13-14回意匠制度小委員会 平林委員長出席
- ・産業構造審議会知的財産分科会第19回意匠審査基準WG平林委員長出席
- ・新規性喪失の例外規定緩和 パブコメ意見書提出
- ・門司税関訪問による意匠権税関差し止めに関する意見交換実施
- ・新規性喪失の例外規定案に対する弁理士会意匠委員会との意見交換会実施

- ・特許庁意匠審査官研修への委員派遣・中韓台向け要望事項 特許庁提出
 - ・「知財推進計画2022」に対する意見書提出
- (2) 海外
- ・中韓台向け要望事項 特許庁提出
 - ・ID5現地開催への委員派遣, ブックレットへのメッセージ投稿
 - ・ハーグ作業部会, SCTに関するJPOとの打ち合わせへの参加
 - ・欧州意匠指令及び規則 パブコメ意見書提出
 - ・中国専利審査指南 パブコメ意見書提出
 - ・韓国デザイン保護法 パブコメ意見書提出
 - ・ブラジル意匠マニュアル パブコメ意見書提出
 - ・日中韓商標意匠フォーラム 参加
 - ・第十三回日中意匠制度シンポジウム 参加, 意見書提出
3. 3 その他JIPA活動への参画
- ・広島産業振興機構主催による知財経営セミナー「ブランド確立のためにデザインと意匠権をどう活用するのか」講演実施
 - ・WIPO PJ, AI研究会参画, メタバース空間における意匠保護の在り方についての検討, 新規技術検討チーム参画

20. 商標委員会

1. 委員会の構成

2022年度の委員会は, 委員長1名, 委員長代理1名, 副委員長12名, 委員38名の計52名で構成。調査研究テーマについては, テーマ毎の5つのWGを設けて検討し, 委員会全体に関する案件については, 正副委員長が取りまとめ役を分担して委員全員に意見や参加者を募集する体制とした。

2. 委員会の運営

2020年度から, 新型コロナウイルスの影響により, WEB型の活動が中心となっていたが, 2022年度は, 委員会の活動指針の一つとして「WITHコロナに向けた活動にシフト」を掲げ, 参集型とWEB型との併用(ハイブリッド)の

活動を中心とすることを目指した。その結果, 5月度の委員会を除き, 原則月1回の正副委員長会・全体会・WG活動をハイブリッドで同日に開催できた。また, 委員会の関西開催や合宿形式の開催も3年ぶりに行うことができた。対外活動においても, WIPOマドリッド作業部会及び商標五庁会合への海外派遣や, 日本弁理士会との意見交換会をハイブリッドで開催する等, 3年ぶりに参集を含む活動を実現できた。

正副委員長会(11回開催)では, 理事会議事の共有, 各WGの活動状況の報告, 委員会運営に関する協議, 調査研究テーマ以外の案件について協議を実施。全体会(11回開催)では, 各WGの活動状況や成果の報告, 他団体・機関に委員会意見を提出するための意見募集の案内・意見提出完了の報告を実施。WG活動(11回開催)では, WG毎に調査研究テーマの検討を実施した。その他, WG活動の進捗などに応じた臨時会議や, 外部機関との意見交換会等に関する臨時会議も適宜実施した。

3. 調査研究テーマに関する活動

3. 1 WG1(リーダー: 藤本副委員長)

(テーマ名) スローガン・キャッチフレーズの保護

(概要) スローガン・キャッチフレーズの商標実務状況を収集及び考察するとともに, 各社における実務上の留意点を洗い出し, 適切な対応・指針案等, 商標実務家に資する情報の提供を行う。

(成果・進捗) 日本でのスローガン・キャッチフレーズの出願・権利化に関する統計情報及びアメリカ, EU, 中国での事例に基づくスローガン・キャッチフレーズの商標的使用に関する各国弁護士の見解を収集。商標実務家の悩みを解消できるような知見の取りまとめ及び実務上の対応に関する提案を資料にまとめた。2023年度の東西部会にて発表予定。

3. 2 WG2(リーダー: 美間副委員長)

(テーマ名) 商標目線の他社動向分析の手法

(概要) 商標情報に基づき他社および自社の出願動向や事業展開の方向性を探り, 自社の出

願戦略や営業・販促活動に活用するための方法、方針について調査研究し、商標実務家に有益な情報を提供する。

(成果・進捗) WG内での議論、商標委員会内アンケート、情報活用委員会・アンケート回答企業・有識者インタビューを実施し、商標情報に関する他社および自社分析手段、手法のリストの情報収集と、その目的や背景などの確認の上、収集した情報を、資料にまとめた。2023年度の東西部会にて発表予定。

3. 3 WG3 (リーダー：真鍋副委員長)

(テーマ名) ビジネスの多様化と指定商品役務

(概要) ビジネスの多様化・複雑化に伴い指定商品・役務の特定が難しい案件が増加しており、特に最近関心が高い領域としてNFT／メタバース／サブスクといった領域について実務者視点での指針を策定する。

(成果・進捗) 主要国での出願・登録情報の分析や日本弁理士会との意見交換会を通じて収集した情報に基づき、NFT／メタバース／サブスク関連について現時点での指定商品・役務の指針を作成した。3月度委員会にて報告。調査研究結果は2023年度の関連テーマに引継ぐ予定。

3. 4 WG4 (リーダー：齋藤(充)副委員長)

(テーマ名) 識別力に関する商標実務者視点による考察

(概要) 「商標の識別力」を巡る悩みの根底には他部署とのミスコミュニケーションや商標実務者のスキル不足の問題がある。識別力に関する実務者のスキルアップを目指しつつ他部署との連携について企業実務者視点で提言する。

(成果・進捗) 小グループに分かれ「識別力とは」「識別力の有無を判断する方法」等を考察しつつ、委員会内アンケートを実施。商標実務者のスキルアップを目指し且つ他部署への啓蒙活動に役立つ資料を作成した。2023年度の東西部会にて発表予定。

3. 5 WG5 (リーダー：小林副委員長)

(テーマ名) コーポレートガバナンスコード

(CGC) と商標

(概要) 2021年のCGC改訂による商標実務への影響や商標情報の開示方法等を調査・分析し、商標実務者向けのノウハウとして整理する。

(成果・進捗) 複数の有識者へのインタビューや、委員会内アンケート、JIPA他委員会との意見交換などを踏まえて、商標の観点でどのような情報開示が求められるのか、また商標担当者としてできることを資料にまとめた。2023年度の東西部会にて発表予定。

4. 対外活動

4. 1 国内

①産業構造審議会「商標制度小委員会」派遣 (9/29, 11/22, 12/23, ハイブリッド)

齋藤(浩) 常務理事が委員として参加。主な議題は「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和について」「コンセント制度の導入について」。審議会への委員参加の他、齋藤(浩) 常務理事を通じて特許庁に対して以下の協力を行った。

- ・議題について委員会内で募集した委員意見を特許庁に提出 (9/26)。
- ・コンセント制度導入に関し、アサインバックで商標を併存登録した企業における需要者からの問合せについて委員へのアンケートを実施し、結果を特許庁に提供 (10/18)。
- ・審議会に付議される予定の報告書案について、委員会内に意見募集を行い、特許庁に意見発信。
- ・特許庁におけるコンセント制度導入検討のために諸外国におけるコンセントの登録事例を提供 (2/9)。

②内閣府「知的財産推進計画 2023」策定に向けた意見募集に関する委員会意見取りまとめ

③特許庁「審判実務者研究会」派遣 (杉山, 山下各副委員長, 新山委員)

④特許庁「審査応用能力研修」前期研修派遣 (安田委員) ※2022年度は後期研修の募集はなし

⑤日本弁理士会意見交換会 (1/23, ハイブリッド)

⑥産経新聞社「商標に関する取材」対応 (齋藤常務理事, 齋藤(建)委員長)

⑦JIPA東西部会 専門委員会報告

- ・4月度「商標起点の知財ミックス」(2021年度WG2, 田中副委員長)
- ・7月度「ロングセラー商標ブランドへの商標実務からのアプローチ」(2021年度WG5, 美間副委員長)
- ・8月度「東南アジア商標制度」(2021年度WG1, 松島副委員長)

⑧JIPA次世代コンテンツ政策PJ「新規技術検討チーム」参加(齋藤(建)委員長, 齋藤(充), 真鍋, 山下各副委員長, 山本(敬)委員)

⑨JIPA「AI研究会」参加(小林副委員長)

⑩JIPA定例研修会「A01入門コース」講師派遣(田中副委員長)

4.2 海外

①WIPOマドリッド作業部会(第20回, 11/7~11 於:ジュネーブ, ハイブリッド)

事前にPosition Paperを提出の上, 藤井, 藤本各副委員長を現地派遣し, 齋藤(建)委員長, 齋藤(充), 山下各副委員長がオンラインで参加した。また, 作業部会参加に先立ち, 特許庁, 日本商標協会, 日本弁理士会との意見交換会も実施(10/20)。

作業部会では, 下記の議題について意見発信を行った。

- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則の改正案(標準文字宣言の性質の明確化): 指定国ごとに標準文字宣言の判断が異なるため, ハーモナイズを進める議論を深めることを要望。標準文字宣言の性質の明確化も含め, 議論継続となった。
- ・暫定拒絶及び暫定拒絶の応答期限とその算定方法の情報更新: 暫定拒絶の応答期間の最短期限を2カ月とする規則案に賛成し, 導入期限の2025年2月1日を待たずに各国官庁が早期に運用を開始することを要望, また, 起算日を国際事務局が権利者へ通知を送付する日に統一することを再度検討すべき旨を意見した。応答期間は最短2カ月とし, 規則施行は2025年2月1日までの猶

予期間が与えられることとなった。

- ・従属性: 従属期間が終了した悪意の国際登録に対しては正当な権利者は各指定国で取消・無効手続きが必要であるため, 従属性を弱める一方でカウンターバランスの検討を希望し, 国際事務局における国際登録の取消・無効手続きの導入を提案した。継続審議となり, 現案以外の選択肢を加盟国やオブザーバー団体から提案するよう要請があった。
- ・新言語導入: (1) 導入の意義のコンセンサス形成, (2) 全包袋の英訳提供と英訳版を正本と同等のものとする, (3) 導入後に多発することが予想される冒認出願の防止策及び影響の検討, について再度検討を実施すべき旨を意見した。前年に引き続き, 加盟国やオブザーバー団体と導入の可能性を検討する協議会を実施し, 導入のコスト面, 及び技術的な実行可能性の包括的な検討を行うこととなった。

②商標五庁会合(TM5, 11/5 於:ブリュッセル, ハイブリッド)

ユーザーセッションに, 小林, 田中各副委員長を現地派遣。また, 齋藤(建)委員長, 徳若委員長代理, 藤本, 美村, 沢本, 藤井各副委員長, 杉崎, 井坂, 仲田, 新山各委員がオンラインで参加。

田中副委員長より, 日本ユーザーを代表してメタバース等に関するプレゼンテーションを実施。小林副委員長より, 各庁所管プロジェクトについてのテーブルディスカッションにおいてTMviewや悪意の商標について意見発信。また, ユーザーセッション翌日には, 欧州ユーザー団体BusinessEuropeとの意見交換会も実施。

③中国「中華人民共和国商標法改正草案パブコメ」意見提出(2/27)

④中国「知的財産権侵害の刑事事件の処理における法律の適用に関するいくつかの問題に関する解釈パブコメ」意見提出(3/3)

⑤JPO「商品・サービス国際分類改正に関する

意見交換会」

松島副委員長が委員として参加。主な活動内容は以下の通り。

- ・ ニース国際分類第12-2024版に向けた提案（1社）。
- ・ IDリストプロジェクトに向けた提案（3社）。
- ・ 商品及び役務の区分解説〔ニース国際分類第11-2022版対応〕に係る意見提出。
- ・ 2016年以来6年ぶりとなる会合への参加（9/28）。

⑥JPO「第46回SCT会合に関する事前打合せ」参加（11/17, WEB型, 齋藤（充）副委員長）

⑦JPO/APIC長期研究生（ブラジル）インタビュー協力（11/18, 参集型, 齋藤（建）委員長, 徳若委員長代理, 齋藤（充）, 沢本, 藤井, 真鍋, 各副委員長）

⑧INPITラオスセミナー講師海外派遣（2/19～2/14, 中山委員）

⑨知的財産研究所「令和4年度 知的財産保護包括協力推進事業 日中共同研究 意見交換会」講演者派遣（10/28, WEB型, 沢本副委員長）

⑩JIPA「ISO22386（ブランド保護規格）WG」参加（齋藤（浩）常務理事, 齋藤（建）委員長）

⑪JIPA「WIPO PJ」参加

齋藤（建）委員長, 齋藤（充）, 藤井, 山下各副委員長が参加。連携WGでは, 藤井副委員長より2022年度マドリッド作業部会への参加報告も実施（1/23, ハイブリッド）。

⑫JIPA「中韓台要望書」集約に向けた委員会内意見取りまとめ

⑬JIPAグローバル模倣品対策PJ「ブラジル・ペルーの課題」意見照会対応

21. フェアトレード委員会

1. 委員会構成

2022年度のフェアトレード委員会は, 委員長1名, 副委員長7名, 委員9名の計17名の構成で, 以下3つのテーマで調査研究を行った:

第1小委員会

営業秘密の管理体制・漏洩防止に関する調査・研究

第2小委員会

データ利活用・保護法制及び対応実務に関する調査・研究

第3小委員会

知的財産権の権利行使活用と独禁法主張との相克に関する調査・研究

2. 委員会の運営

全体会議は毎月1回の計12回（Teams会議：4月～7月, ハイブリッド会議：8月～3月）開催し, 理事会報告及び各小委員会活動進捗報告を行い, 各小委員会は別途のTeams・ハイブリッド会議開催で毎月1～2回行った。

3. 活動概要

(1) 営業秘密の管理体制・漏洩防止に関する調査・研究

営業秘密漏洩や流出を未然に防止するための管理について調査・研究を行い, 資料「秘密情報マネジメントハンドブック」の第3版のため, 第2版からの要修正点をピックアップし, 草案を起案した。2022年度は以下の検討を行った。
①営業秘密漏洩事例及び防止対策について2021年以降に発生した事件, 事例を調査しその内容について検討した。
②近年の海外での秘密情報管理体系を調査した。
③前記2項目を2021年度の取り組みで起案した3版の草案に修正・追記し, 推敲を進めた。秘密情報マネジメントハンドブック（第3版）は2023年4月目標に完成させる。

(2) データ利活用・保護法制及び対応実務に関する調査・研究

データ利活用・保護法制や企業実務を調査・研究し, 法制度や実際の運用等を踏まえた適切なデータ活用に関する実務上の留意点等の検討を行った。

プラットフォームにおけるデータ取扱いの実務的な留意点の検討成果として, 利用規約の在り方についての論稿を2023年3月目標に完成させる。また, 各国当局にてデータ関連制度の見

直しが進んでおり、各国の動きを包括的に調査し動向の全体像を把握した。来年度はアジア圏に焦点を当てて実務の観点からより詳細な調査を行うこととしている。さらに、EU Commissionが検討をするData Actへの意見書提出に加え、欧州に訪問団を派遣し、EU Commission、欧州産業団体、WIPOと意見交換を行った。また、訪問団派遣に先立ち、内閣府知財事務局、デジタル庁との意見交換も行った。2023年3月に訪問団派遣にかかる論稿を提出した。

(3) 知的財産権の権利行使活用と独禁法主張との相克に関する調査・研究

独禁法が関係した知的財産権関連事件の判例の抽出、調査を行い、権利行使を行う場面又は他社へのライセンスを拒否する場面等における独禁法上の留意点を検討。また特許権行使が競争者取引妨害に該当するか否かが争われた控訴審判決が新たになされたところ、各方面からの同控訴審判決に対する考察を待ったうえで、今後、実務の観点から提言を行うこととした。そ

こで、知的財産権と独禁法が関連するテーマとして、スタートアップ企業・大学関連と大企業間の取引における知的財産権の帰属等の在り方についての検討を開始。公取委が出した標記関連報告書、特許庁が出した契約上の指針やガイドライン及び内閣府による施策の方向性を読み解く中で、大企業側の問題点が指摘されている側面が強く、バランスを見直すことによるさらなるシナジー効果の向上が見込める可能性があるという視点を得た。この視点についての深掘を進めるために、スタートアップ側に開発を委託するケースに焦点を当てて検討した。

(4) その他

各小委員会横断の活動として、産構審 不正競争防止小委員会を通じた政策提言、意見書提出（2022年度中韓台要望書、「知財推進計画2023」策定に向けたJIPA意見の分担）、協会研修会講師派遣（Aコース（不正競争防止法・独占禁止法）及びC10コース）を行った。

